

令和5年5月

飯田市議会第2回定例会議案

## 令和5年飯田市議会第2回定例会議案目次

(5月30日提出分)

報告第9号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第10号	飯田市国民保護計画の変更について
報告第11号	権利の放棄について（病院料金に係る債権）
報告第12号	権利の放棄について（水道料金に係る債権）
報告第13号	令和4年度飯田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第14号	令和4年度飯田市病院事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第15号	令和4年度飯田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第16号	令和4年度飯田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第17号	飯田市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第18号	株式会社飯田健康温泉の経営状況を説明する書類の提出について
報告第19号	一般財団法人飯田勤労者共済会の経営状況を説明する書類の提出について
議案第52号	農業委員会の委員の任命について
議案第53号	飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第54号	飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第55号	飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第56号	飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第57号	飯田市未熟児養育医療費用徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第58号	飯田市水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号	飯田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第60号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第61号	土地の取得について
議案第62号	市道路線の変更について
議案第63号	令和5年度飯田市一般会計補正予算（第2号）案
議案第64号	令和5年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）案
議案第65号	令和5年度飯田市水道事業会計補正予算（第1号）案



報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月30日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第7号 損害賠償の額を定めることについて

報告第9号2

専決第7号

## 損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり自動車事故による損害を賠償する。

令和5年5月2日専決

飯田市長 佐藤 健

### 記

1 相手方 飯田市内在住者

2 事故の概要

令和4年11月22日午前11時30分頃、飯田市千栄3319番5付近の市道2-75号柳久保米峰線において、公務のため走行していた飯田市所有の原動機付自転車が左カーブを曲がろうとした際、当該市道を走行していた相手方の軽貨物自動車の右側の前部に接触し、相手方に損害を与えた。

3 損害賠償額 84,940円

報告第10号

## 飯田市国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第8項の規定により飯田市国民保護計画を変更したので、同項において準用する同条第6項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年5月30日提出

飯田市長 佐藤 健



# 飯田市国民保護計画

令和5年6月

飯 田 市

# 目 次

第1編	総 論	1
第1章	基本理念、飯田市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	基本理念	1
2	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
3	市国民保護計画の構成	2
4	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	6
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	8
1	武力攻撃事態	8
2	緊急処理事態	8
第2編	平素からの備えや予防	9
第1章	組織・体制の整備等	9
第1	市における組織・体制の整備	9
1	市の各部課等における平素の業務	9
2	市職員の参集基準等	9
3	消防機関の体制	11
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	11
第2	関係機関との連携体制の整備	12
1	基本的考え方	12
2	県との連携	13
3	近接市町村との連携	13
4	指定公共機関等との連携	14
5	ボランティア団体等に対する支援	14
第3	通信の確保	15
第4	情報収集・提供等の体制整備	15
1	基本的考え方	15
2	警報等の伝達に必要な準備	17
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	18
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	19
第5	研修及び訓練	20
1	研修	20
2	訓練	20
第2章	避難、救援及び武力災害への対処に関する平素からの備え	22
1	避難に関する基本的事項	22
2	避難実施要領のパターンの作成	23
3	救援に関する基本的事項	23



1	安否情報の収集	56
2	県に対する報告	56
3	安否情報の照会に対する回答	56
4	日本赤十字社に対する協力	57
第7章	武力攻撃災害への対処	58
第1章	武力攻撃災害への対処	58
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	58
2	武力攻撃災害の兆候の通報	58
第2章	応急措置等	59
1	退避の指示	59
2	警戒区域の設定	60
3	応急公用負担等	61
4	消防に関する措置等	62
第3章	生活関連等施設における災害への対処等	64
1	生活関連等施設の安全確保	64
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	64
第4章	NBC攻撃による災害への対処等	65
第8章	被災情報の収集及び報告	68
第9章	保健衛生の確保その他の措置	68
1	保健衛生の確保	68
2	廃棄物の処理	69
第10章	国民生活の安定に関する措置	70
1	生活関連物資等の価格安定	70
2	避難住民等の生活安定等	70
3	生活基盤等の確保	71
第11章	特殊標章等の交付及び管理	71
第4編	復旧等	74
第1章	応急の復旧	74
1	基本的考え方	74
2	公共的施設の応急の復旧	74
第2章	武力攻撃災害の復旧	75
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	75
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	75
2	損失補償及び損害補償	76
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	76
第5編	緊急対処事態への対処	77
1	緊急対処事態	77
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	77

# 第1編 総論

## 第1章 基本理念、飯田市の責務、計画の位置づけ、構成等

飯田市（以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

### 1 基本理念

市国民保護計画が想定する武力攻撃事態等について、我が国の平和と国民の安全を確保するには、政府の平常時からの不断の外交努力により、これらの発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、こうした外交努力にかかわらず、市内に在住する人々（市内に住所を有する者ばかりではなく、市内旅行者などを含む。）の安全に被害が及ぶ事態が発生し、又はそのおそれがある場合は、市は、市内に在住する人々の生命、身体及び財産を保護する使命がある。

これまで市は「安全都市宣言」（昭和36年6月26日）「非核平和都市宣言」（昭和59年6月28日）により、あらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶を強く訴え、各界の連携を図り、市民生活のあらゆる面において、安全を確保し、明るく住みよい都市の建設を目指すことが市民の努めであるとし、市内に在住する人々の安全を守るには、国、県、市町村、指定公共機関及び、指定地方公共機関等の努力のみによって十分に実施されるものではなく、多くの郷土の隣人のために、人が人のために尽くし助け合うという勇氣と気概を持った一人ひとりが、有機的、自律的かつ、自発的に動くことが大切である。

市は、ともに支え合い、安全・安心に暮らせるまちづくりのため、その基盤となる地域社会の自主自立と危機管理体制の充実に努め、想像を超えた状況が発生した場合であっても、「人権尊重都市宣言」（平成8年6月24日）を踏まえ、状況に即した国民保護計画の弾力的な運用を図って行く。

### 2 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び長野県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域に

において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に鑑み、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

### **3 市国民保護計画の構成**

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態における対処
- 資料編

### **4 市国民保護計画の見直し、変更手続**

#### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、長野県知事（以下「知事」という。）に協議し、飯田市議会（以下「市議会」という。）に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問

及び知事への協議は要しない。)。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。この協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならないものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織等の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

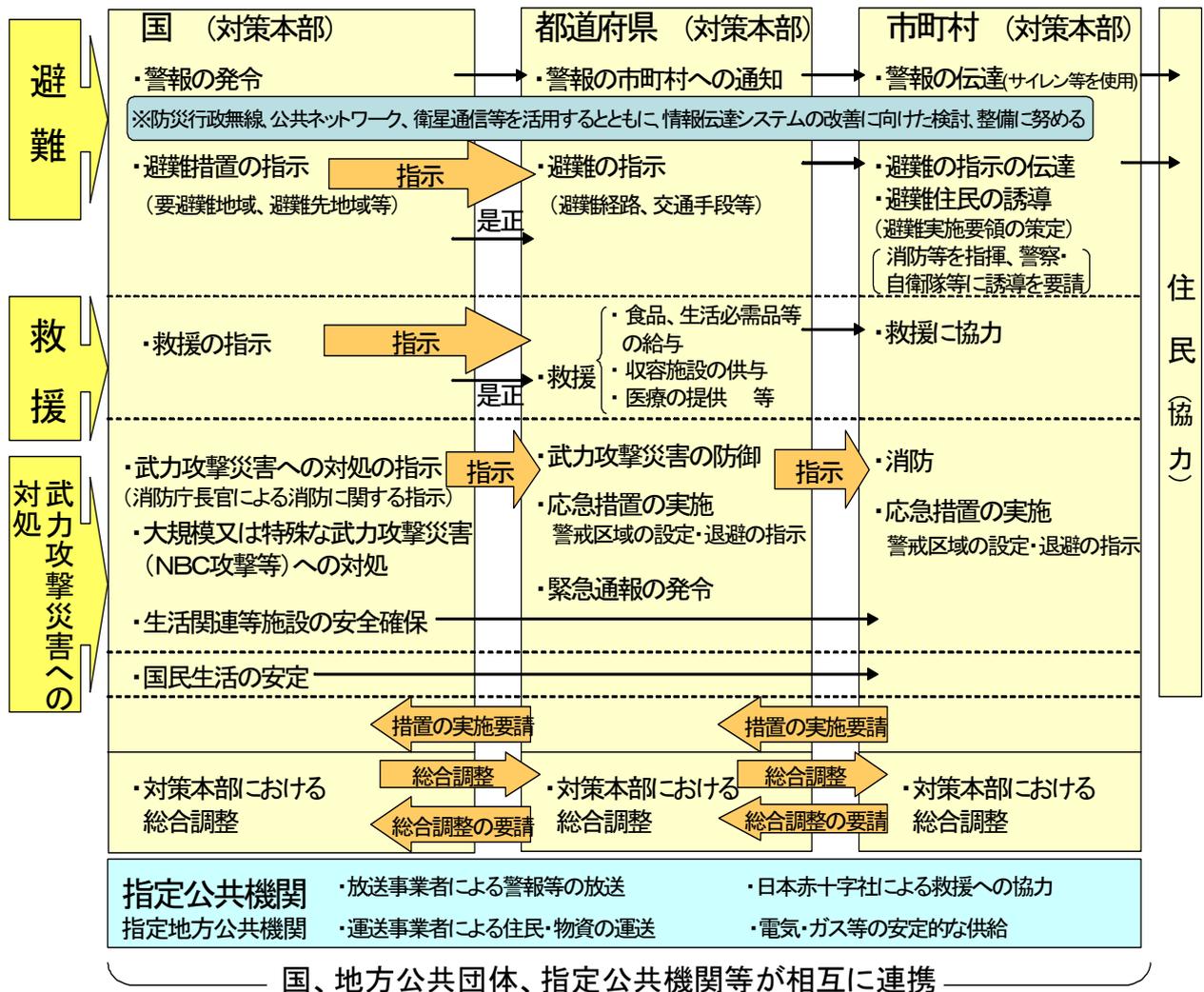
(9) 外国人への国民保護措置の適用

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

## 国民の保護に関する措置の仕組み



## ○市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## ○ 関係機関の連絡先

関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係県機関、関係市機関（相互応援協定締結都市）、自主防災組織等、消防団本部・各分団、赤十字奉仕団、大型店、JR飯田線有人駅、保育園（子育て支援課）、小中学校（教育委員会）高校、主要宿泊施設、飯伊地区包括医療協議会、その他の機関の連絡先等については資料編に記載する。

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### （1）地形

市は、長野県（以下「県」という。）の最南端伊那谷の中央にあり、西北部は中央アルプスで木曾郡に、東北部は飯島町および松川町ほか3町村に、南西部は阿智村ほか4ヶ村に、南東部は南アルプスで静岡県浜松市に接する。

中央アルプス、南アルプスに挟まれた複雑で急峻な地形で、多くの中小河川により形成された谷間に集落が点在し、交通等が寸断分断されやすい地形である。

また、市の中央部には、天竜川が南北に流れ、市域を大きく2分している。

さらに、上村・南信濃地区は、市中心部との間に伊那山脈があり、交通の障害となっている。

※飯田市地形図は資料編に記載する。

## (2) 気候

市は、年較差はもちろん日較差も大きい。さらに、住民が居住しているのは、概ね標高 360 メートルから 800 メートルと高低差が大きく、市域内の温度差も大きい。

年間では、気温 25 度を超える夏日が 100 日を超える一方、0 度以下の冬日も 100 日を超える。過去 10 年間の最高気温は、37.7 度を、最低気温はマイナス 12.2 度を記録している。

最高気温が、20 度を超えるのは、概ね 5 月から 10 月の 6 月間でありながら、最低気温が 20 度以下となるのは年間を通じてである。

年間平均降水量は約 1,600 mm である。6 月 7 月は梅雨により、8 月は雷雨により、9 月は台風により比較的降水量が多くなる。

※月別平均気温、降雨量は資料編に記載する。

## (3) 人口分布

人口は、市中心部の飯田地区を中心に、松尾地区、伊賀良地区、鼎地区、上郷地区に人口の 70% が集中している。

※町別人口、世帯数は資料編に記載する。

## (4) 道路及び鉄道の位置等

中央アルプス、南アルプスにはさまれた地形のため、主要幹線道路は南北に延び、南は名古屋方面に、北は諏訪方面から長野あるいは東京方面へと繋がっている。

幹線道路として、中央自動車道、国道 153 号、国道 151 号、主要地方道飯島飯田線がある。

中央アルプスを越え西側の木曾郡に繋がる道路として、隣村の阿智村経由で清内路峠を越える国道 256 号がある。

さらに、上村、南信濃地区は、国道 474 号が市中心部と結ぶ唯一の幹線道路であり、通行不能のときは、隣接の天龍村から阿南町、下條村経由と大きく迂回しないと市中心部とは連絡ができない。

鉄道は、天竜川に沿って、南北に伸びる J R 飯田線 がある。南は、隣接の泰阜村、下條村、天龍村を經由し、愛知県豊橋市へと繋がっている。北は、隣接の高森町、松川町を經由し、上伊那郡、諏訪地域へと繋がっている。

J R 飯田線は、全線電化されているが、特に天龍峡より南、静岡県浜松市佐久間付近までは、天竜川に沿った急峻な地形を通過しており、トンネルと橋りょうが多い。

※道路及び鉄道図については資料編に記載する。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

※これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述。

### 2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

#### （1）攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

#### （2）攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態  
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態  
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

※上記の事態例の特徴等については、基本指針に記述。

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1 市の各部課等における平素の業務

市の各部課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

国民保護に関する業務の総括、各部課等間の調整、企画立案等については、危機管理部長が行う。

##### 2 市職員の参集基準等

###### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

###### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直体制等の強化を行うなど速やかに市長及び危機管理部職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

###### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体制	参集基準
①市警戒本部体制	市警戒本部要員が参集
②緊急事態対策本部体制	市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

※「体制」欄の○数字は、上記【職員参集基準】を示す。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市長、副市長、部長、庶務担当課長及び危機管理部職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び危機管理部職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代行職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長の代行職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長の代行職員】

代行順位	職責名
<u>1位</u>	<u>副市長</u>
<u>2位</u>	<u>危機管理部長</u>
<u>3位</u>	<u>総務部長</u>
<u>4位</u>	<u>企画部長</u>

#### (6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

#### (7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、飯田市国民保護対策本部（以下「市国民保護対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

### **3 消防機関の体制**

#### (1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

#### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

### **4 国民の権利利益の救済に係る手続等**

#### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

**【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】**

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

**第2 関係機関との連携体制の整備**

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

**1 基本的考え方**

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

## 2 県との連携

### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、電子メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

### (3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

### (4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

## 3 近接市町村との連携

### (1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市

町村相互間の連携を図る。

## (2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC攻撃対応可能部隊数やNBC攻撃対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

## 4 指定公共機関等との連携

### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

### (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、飯伊地区包括医療協議会を中心に、災害拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

※関係機関との防災協定一覧は資料編に記載する。

## 5 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての

訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

## (2) 自主防災組織等以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

## 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

### (1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

### (2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（緊急情報ネットワークシステム Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運 用 面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻そう時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻そう時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び市防災行政無線（同報系）（以下「防災行政無線」という）、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

### （3）情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、飯田国際交流推進協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

### (2) 防災行政無線の整備

市は、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

### (3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

### (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

### (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

### (6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

#### 【収集・報告すべき情報】

##### 1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所
- ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷(疾病)の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族、同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意

##### 2 死亡した住民（上記①～⑦、⑪、⑭に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体の安置されている場所

#### (2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収

集方法・収集先等)の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

**4 被災情報の収集・報告に必要な準備**

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

**【被災情報の報告様式】**

年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報)

年 月 日 時 分  
飯 田 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域)

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 飯田市△△町A丁目B番C号 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

## (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織等のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防吏員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊、飯伊地区包括医療協議会等との

連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

## (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市国民保護対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

## (3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自主防災組織等などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### 【市国民保護対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図（人口分布、世帯数のデータ）
- 区域内の道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 医療機関のリスト
- 避難施設のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自主防災会等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
- 避難行動要支援者名簿

#### (2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## **2 避難実施要領のパターンの作成**

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

## **3 救援に関する基本的事項**

#### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

#### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

## **4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等**

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

#### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

## (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市町村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

## 5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有施設等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

## 6 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。  
※生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局については資料編に記載する。

### (2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### 【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

#### (3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、

整備し、又は点検する。

#### (2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

#### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び、自主防災組織等の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア

ィア精神の養成等のための教育を行う。

## **2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発**

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、係る事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、市の初動体制について、以下のとおり定める。

#### 1 事態認定前における緊急事態対策本部等の設置及び初動措置

##### (1) 緊急事態対策本部等の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態対策本部」を設置する。「緊急事態対策本部」は、市国民保護対策本部員のうち、危機管理部長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

- ② 「緊急事態対策本部」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態対策本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

##### (2) 初動措置の確保

市は、「緊急事態対策本部」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消

防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救助救急等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市国民保護対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

### (3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

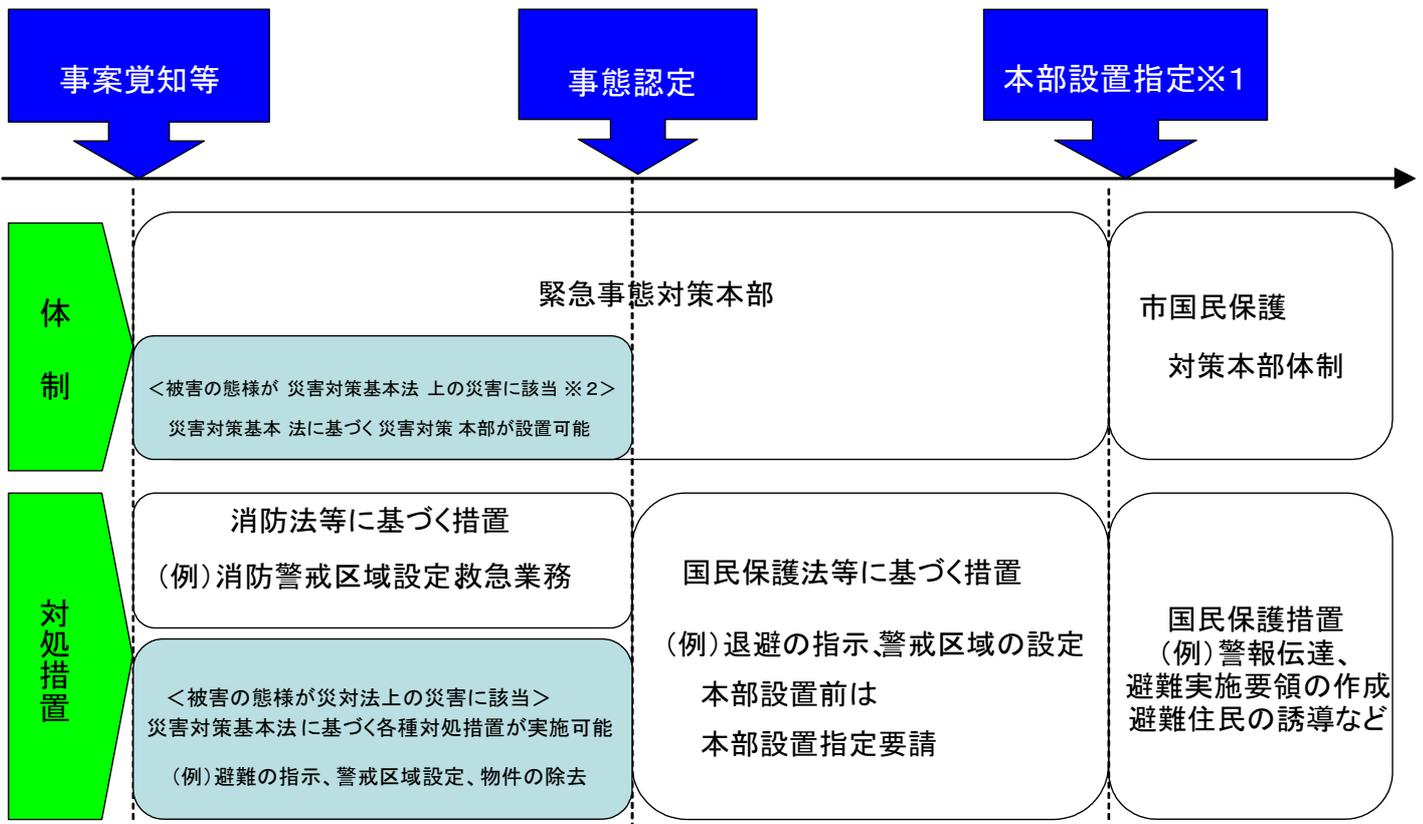
### (4) 国民保護対策本部への移行に要する調整

「緊急事態対策本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態対策本部」は廃止する。

#### 【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことに鑑み、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市国民保護対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市国民保護対策本部長は、市国民保護対策本部に移行した旨を市関係部課等に対し周知徹底する。

市国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、市警戒本部を立ち上げ、又は、緊急事態対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 市国民保護対策本部の設置等

市国民保護対策本部を迅速に設置するため、市国民保護対策本部を設置する場合の手順や市国民保護対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 市国民保護対策本部の設置

#### (1) 市国民保護対策本部の設置の手順

市国民保護対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ① 市国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

##### ② 市長による市国民保護対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市国民保護対策本部を設置する。ただし、事前に緊急事態対策本部を設置していた場合は、市国民保護対策本部に切り替えるものとする。

##### ③ 市国民保護対策本部員及び市国民保護対策本部職員の参集

市国民保護対策本部担当者は、市国民保護対策本部員、市国民保護対策本部職員等に対し、連絡網を活用し、市国民保護対策本部に参集するよう連絡する。

##### ④ 市国民保護対策本部の開設

市国民保護対策本部担当者は、市役所本庁舎B棟2階（危機管理センター）に市国民保護対策本部を開設するとともに、市国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

市長は、市国民保護対策本部を設置したときは、市議会に市国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。

##### ⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

##### ⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市国民保護対策本部が被災した場合等市国民保護対策本部を市役所本庁舎内に設置できない場合は、本庁舎飯田市橋南公民館会議室1・2・3・4及び防災室を、市国民保護対策本部の予備施設として指定する。なお、事態の状況に応じ、

市長の判断により別の施設に市国民保護対策本部を設置することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市国民保護対策本部を設置することができない場合には、知事と市国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。

#### (2) 市国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、市が市国民保護対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

#### (3) 市国民保護対策本部の組織構成及び機能

市国民保護対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。

- ① 市長を市国民保護対策本部長とする。市国民保護対策本部長は、本部の事務を総括し、部局の職員を指揮監督する。
- ② 副市長及び危機管理部長を市国民保護対策副本部長とする。市国民保護対策副本部長は、市国民保護対策本部長を助け、市国民保護対策本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ③ 本部員は、教育長、飯田市部等設置条例（飯田市条例第 28 号）に規定する部の部長、会計管理者、市議会事務局長、教育次長、消防団担当専門幹、消防団長の職にあるものをもって充てる。本部員は、所属の各班を指揮監督する。
- ④ 本部に本部事務局、各災害対策部を置き、班を編成する。
- ⑤ 市国民保護対策本部の組織及び分掌事務については、資料編に記載する。

#### (4) 市国民保護対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯そう等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市国民保護対策本部における広報広聴体制を整備する。

#### 【市国民保護対策本部における広報体制】

##### ① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

##### ② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を

整備する。

③ 留意事項

- (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- (イ) 市国民保護対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。
- (ウ) 県と連携した広報体制を構築する。

④ その他関係する報道機関への情報提供

関係する報道機関に対し、速やかに情報提供を行う。連絡先については資料編に記載する。

(5) 市現地対策本部の設置

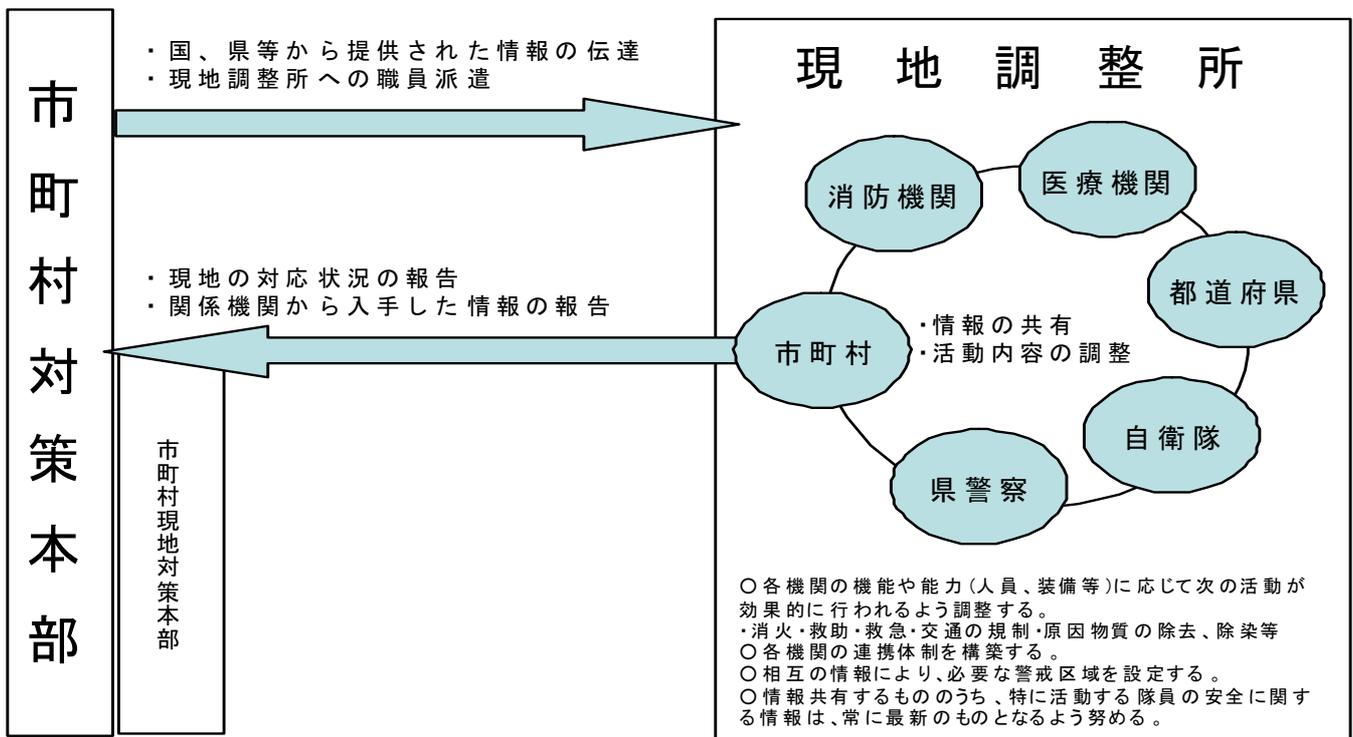
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市国民保護対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市国民保護対策副本部長、市国民保護対策本部員その他の職員のうちから市国民保護対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

## 【現地調整所の組織編成】



## 【現地調整所の性格】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置する。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開き、連携の強化を図る。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使する。

また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有し、その活動上の安全の確保に生かす。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させる（このた

め、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる。）。  
(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行う。

#### (7) 市国民保護対策本部長の権限

市国民保護対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

##### ① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市国民保護対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

##### ② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

##### ③ 情報の提供の求め

市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

##### ④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

##### ⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市国民保護対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### (8) 市国民保護対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市国民保護対策

本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市国民保護対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、又は臨時回線の設定等により、市国民保護対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

### (3) 通信輻そうにより生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻そうにより生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、

当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

## **2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等**

### (1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

## **3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等**

① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総

理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条）により出動した部隊とも、市国民保護対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

#### **4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託**

##### （1）他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

##### （2）県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

##### （3）事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
  - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

#### **5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請**

（1）市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

## **6 市の行う応援等**

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## **7 ボランティア団体等に対する支援等**

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織等による警報の内容の伝達、自主防災組織等、地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、医療機関、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

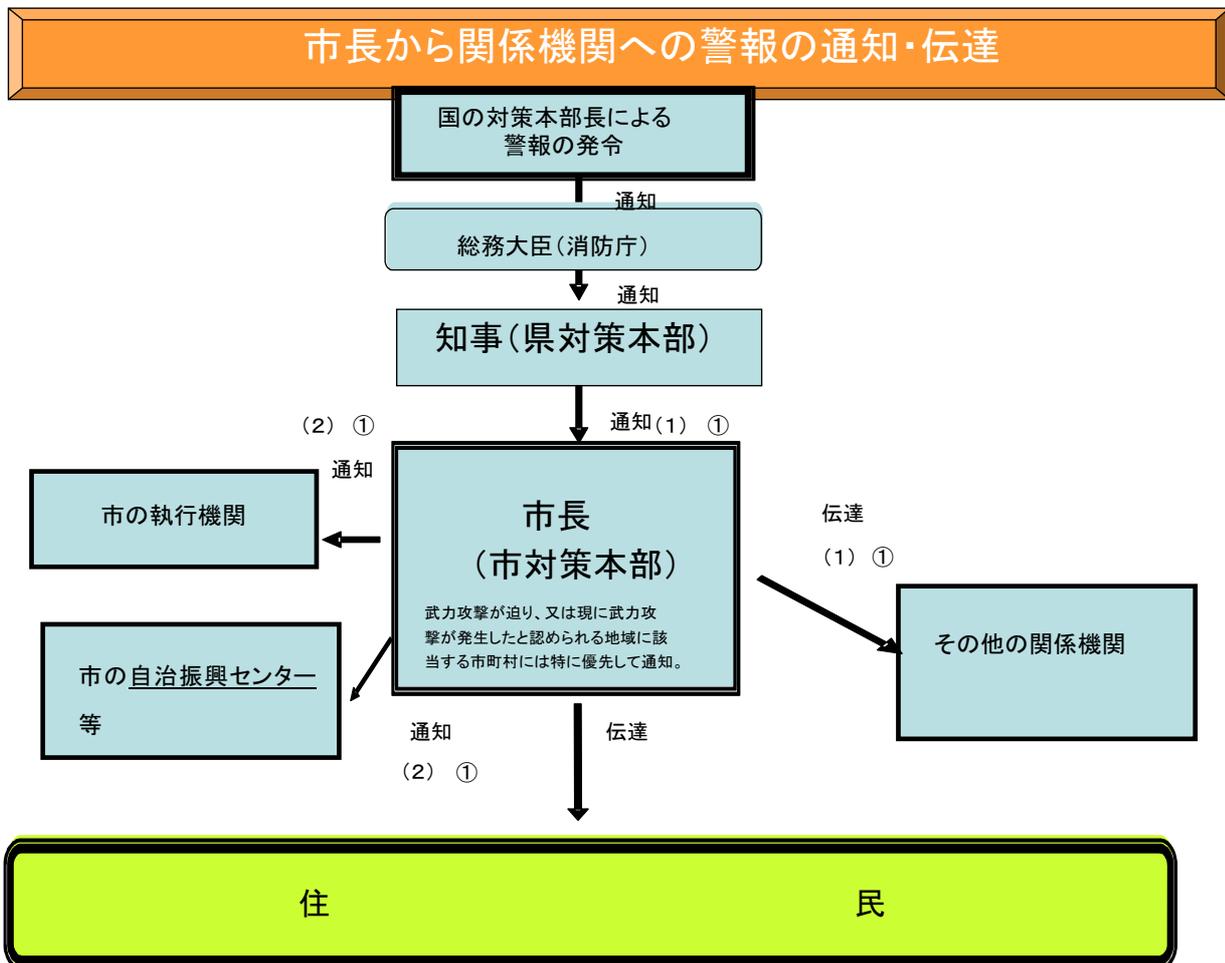
##### (1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自主防災組織等、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、飯伊地区包括医療協議会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

- ① 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のウ

ウェブサイト (<http://www.city.iida.nagano.jp>) に警報の内容を掲載する。  
 ※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みは下記のとおり。



※ 市長は、ウェブサイト (<http://www.city.iida.nagano.jp>) に警報の内容を掲載  
 ※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

## 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合  
 この場合においては、原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載、FM放送、ケーブルテレビをはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や、自主防災組織等による伝達、自主防災組織等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織等、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカーの勤務員等による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

### **3 緊急通報の伝達及び通知**

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

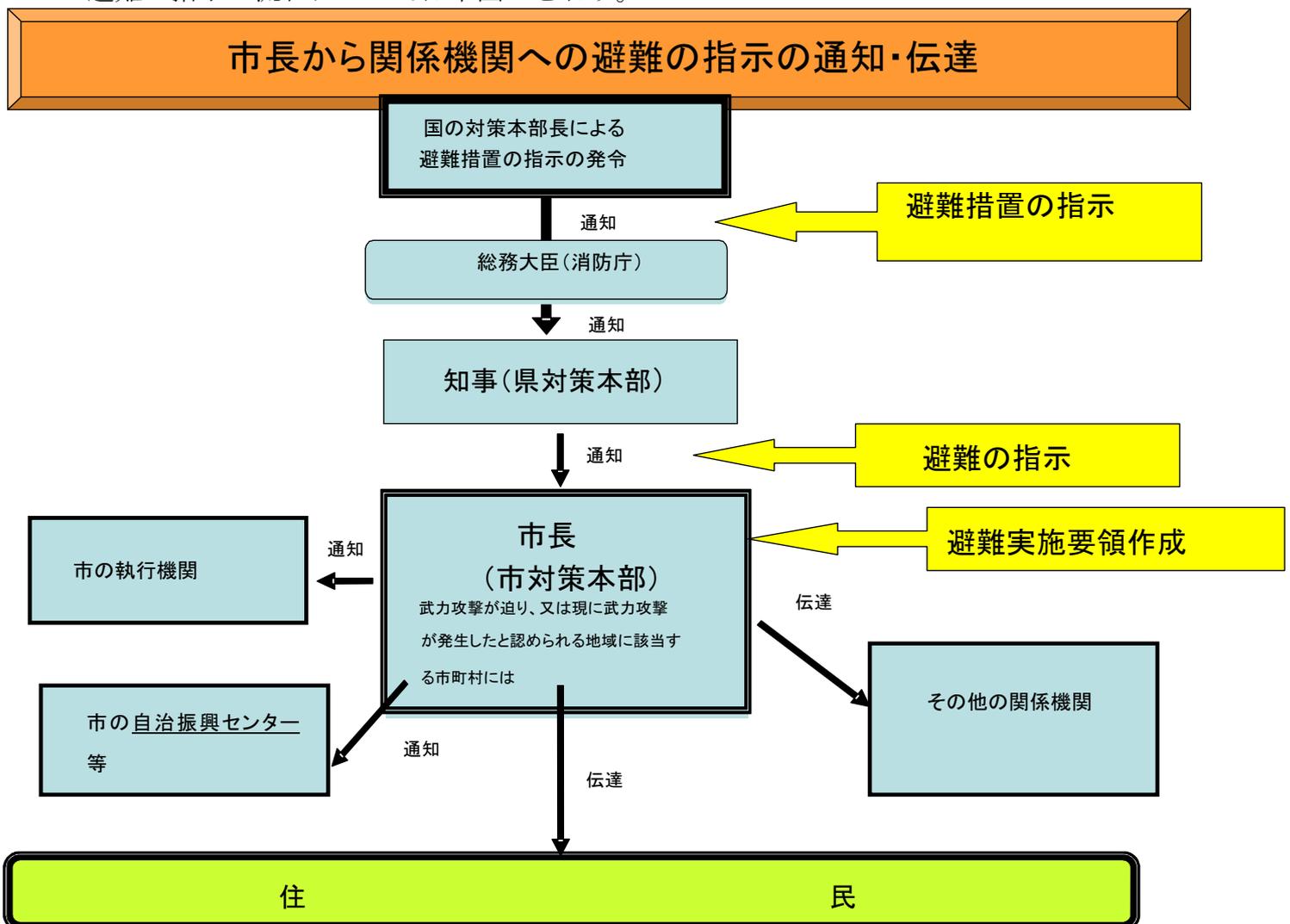
## 第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

避難の指示の流れについては下図のとおり。



市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

#### 【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

#### 【避難実施要領策定の留意点】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定する。県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を基本とする。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とすることもある。

#### 【県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

(以下は、県国民保護計画の記載項目)

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職員及び消防団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認

- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送) )
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)  
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

**【国の対策本部長による利用指針の調整】**

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

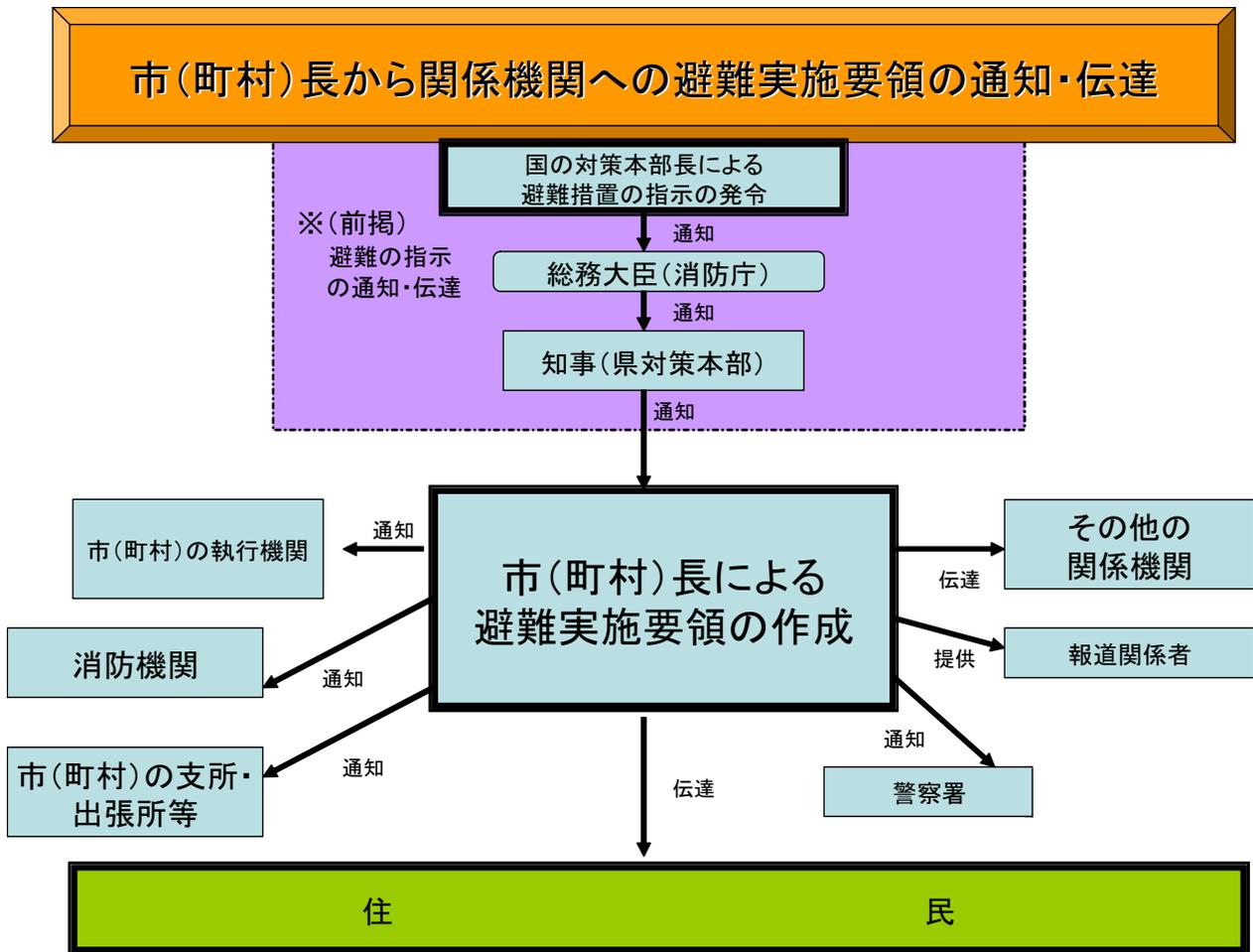
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、

警察署長及び自衛隊地方協力本部部長並びにその他の関係機関に通知する。  
 さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自主防災組織等、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

## (2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救急・救助活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

## (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは警察署長、又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して警察官、又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

## (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

## (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

## (6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支

援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

#### (7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

#### (8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

#### (9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

#### (10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

#### (11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。  
また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(14) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

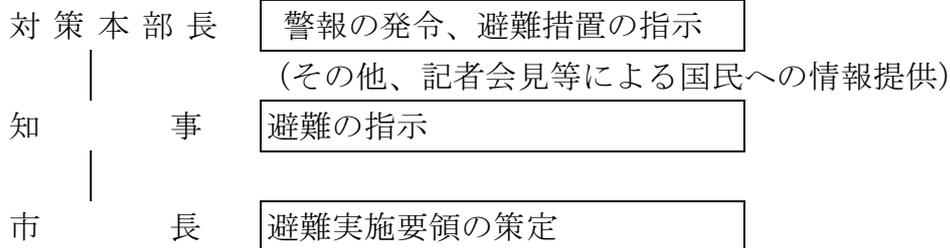
## 4 想定されている事態における避難の考え方

### 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することを基本とする。  
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の

対応をとるものとする。

### ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の

態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

#### 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

#### NBC攻撃の場合

市長は、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや、風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難誘導を行う。

## 第5章 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

#### 【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の内容

#### (1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府省告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

#### (2) 救援における県との連携

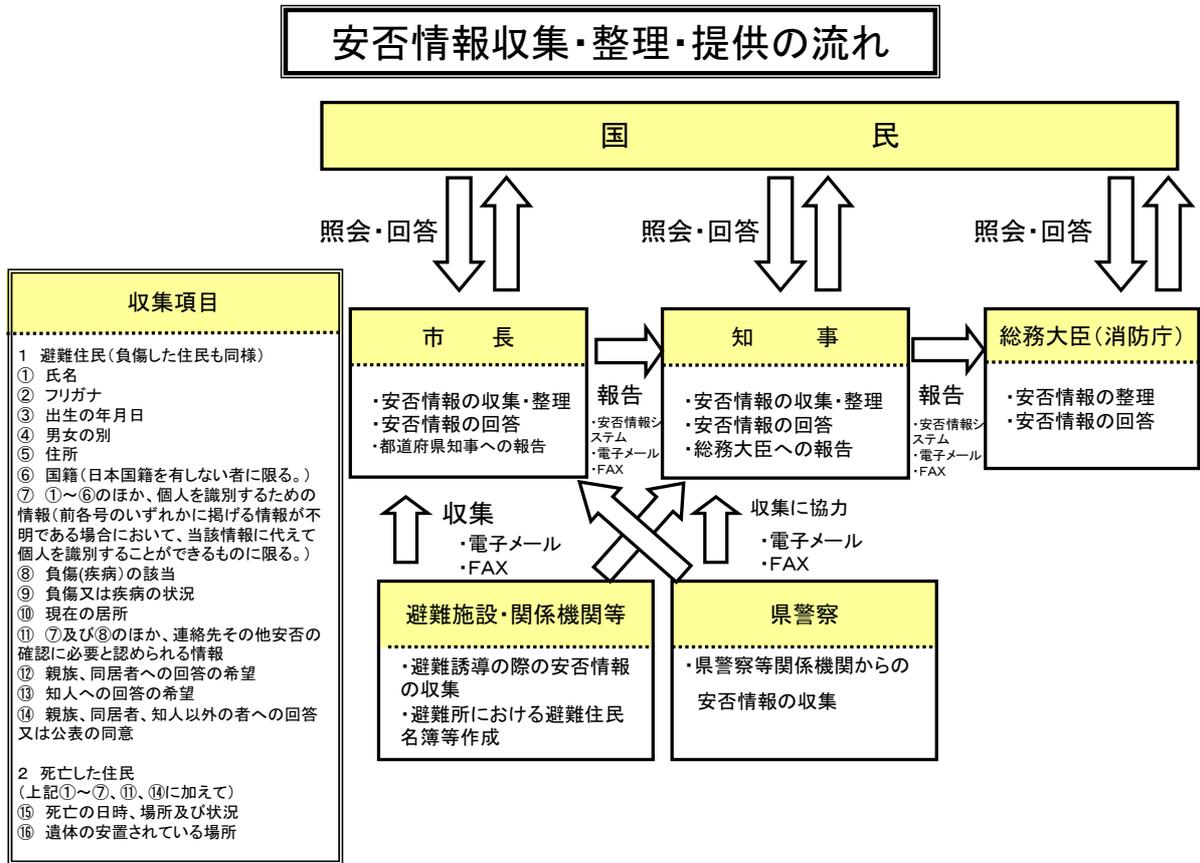
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市国民保護対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



## 1 安否情報の収集

### (1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、電子メールアドレスについて、市国民保護対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市国民保護対策本部に設置す

る対応窓口は、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、マイナンバーカード等）を提出又は提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

- ③ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

## (2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

## (3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## **4 日本赤十字社に対する協力**

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認める

ときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### 【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

#### 【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

#### 【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考え

られるとき

- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

## (2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、FM放送、ケーブルテレビ等の放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。  
退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

## (3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## **2 警戒区域の設定**

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

#### **【警戒区域の設定について】**

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

## (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市国民保護対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

## (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

# 3 応急公用負担等

## (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

## (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認める

ときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## **4 消防に関する措置等**

### （1）市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

### （2）消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

### （3）消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

### （4）緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、（3）による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

### （5）消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行

なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

#### (6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

#### (7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

#### (8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市国民保護対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市国民保護対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市国民保護対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

##### (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

##### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市国民保護対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- ① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

**【措置】**

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1) 【措置】の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

**第4 NBC攻撃による災害への対処等**

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

## (2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

## (3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市国民保護対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

## (4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

### ① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

### ② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

### ③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

## (5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名宛人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

#### (6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### ○被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。  
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

## (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

## (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

## (4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

## (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## **2 廃棄物の処理**

### (1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

## (2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年環境省環境再生・資源環境局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

## 第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### ※ 特殊標章等の意義について

1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

#### (1) 特殊標章等

##### ア 特殊標章

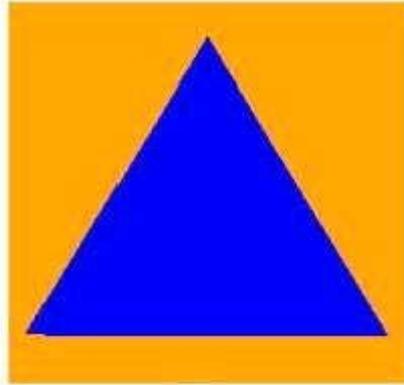
第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

##### イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書。

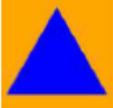
##### ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



(オレンジ色地青の正三角形)

表面

	<p>(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)</p>	
<p><b>身 分 証 明 書</b> IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>		
<p>氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____</p>		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____</p>		
<p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p>		
<p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type</p> <p>-----</p> <p>-----</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(身分証明書のひな型)

## (2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成 17 年 10 月 27 日消防国第 30 号国民保護室長通知）を参考。）。

### ① 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防吏員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### ② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防吏員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### ③ 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## (3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

# 第4編 復旧等

## 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

#### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

#### (3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

### 2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

### (2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

## **2 損失補償及び損害補償**

### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

### (2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

## **3 総合調整及び指示に係る損失の補てん**

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## 第5編 緊急処理事態への対処

### 1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。



## 報告第11号

## 権利の放棄について（病院料金に係る債権）

飯田市債権管理条例（平成20年飯田市条例第35号。以下「条例」という。）第5条の規定により権利を放棄したので、条例第6条の規定により下記のとおり報告する。

令和5年5月30日報告

飯田市長 佐藤 健

## 記

- 1 放棄した債権の種類 病院料金に係る債権
- 2 債権を放棄した時期 令和5年3月31日
- 3 放棄した債権の件数 55件
- 4 放棄した債権の金額 2,086,959円
- 5 債権を放棄した理由並びに当該理由ごとの債権を放棄した時期、件数及び金額

理 由	時 期	件 数	金 額
条例第5条第1号に該当	令和5年3月31日	48件	1,700,856円
条例第5条第2号に該当	令和5年3月31日	4件	169,723円
条例第5条第3号アに該当	令和5年3月31日	3件	216,380円



## 報告第12号

## 権利の放棄について（水道料金に係る債権）

飯田市債権管理条例（平成20年飯田市条例第35号。以下「条例」という。）第5条の規定により権利を放棄したので、条例第6条の規定により下記のとおり報告する。

令和5年5月30日報告

飯田市長 佐藤 健

## 記

- 1 放棄した債権の種類 水道料金に係る債権
- 2 債権を放棄した時期 令和5年3月31日
- 3 放棄した債権の件数 192件
- 4 放棄した債権の金額 662,265円
- 5 債権を放棄した理由並びに当該理由ごとの債権を放棄した時期、件数及び金額

理 由	時 期	件 数	金 額
条例第5条第1号に該当	令和5年3月31日	186件	596,999円
条例第5条第2号に該当	令和5年3月31日	2件	7,254円
条例第5条第3号ウに該当	令和5年3月31日	4件	58,012円



報告第13号

令和4年度飯田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和4年度飯田市一般会計繰越明許費繰越計算書を、別紙のとおり報告する。

令和5年5月30日報告

飯田市長 佐藤 健

令和4年度飯田市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特別財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	リニア推進事業	11,567,000	11,566,052	2,481,539	4,408,000	3,100,000	1,062,814	513,699
		リニア駅周辺整備事業	225,703,000	225,702,490		90,221,000	81,100,000		54,381,490
		リニア代替地整備事業	101,667,000	101,666,275		49,100,000	42,300,000		10,266,275
3 民生費	1 社会福祉費	結婚新生活支援事業	6,855,000	6,855,000		4,570,000			2,285,000
		社会福祉施設等原油価格等物価高騰対策対策支援事業	33,777,000	33,777,000		33,777,000			0
	2 児童福祉費	電力・ガス・食品等価格高騰子育て応援給付金給付事業	1,640,000	1,640,000		1,640,000			0
	3 生活保護費	鼎福祉企業センター管理費	9,148,000	9,148,000			7,400,000	1,748,000	0
4 衛生費	1 保健衛生費	感染症予防接種事業	87,980,000	87,980,000		87,980,000			0
6 農林水産業費	1 農業費	排水路防災対策整備事業	60,500,000	60,500,000			60,500,000		0
	2 林業費	森林づくり推進支援事業	2,000,000	2,000,000				2,000,000	0
7 商工費	1 商工費	緊急経済対策事業	15,300,000	15,300,000		15,300,000			0
		上村観光施設管理費	1,287,000	1,287,000			1,200,000		87,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	防災・安全交付金事業(道路整備)	51,000,000	51,000,000		25,000,000	25,000,000		1,000,000
		社会資本整備総合交付金事業(道路整備)	424,321,000	424,321,000		215,237,000	185,800,000		23,284,000
		交通安全対策補助事業(通学路緊急対策)	123,932,000	123,932,000		67,496,000	49,700,000		6,736,000
		防災対策避難路整備事業	15,415,000	15,415,000			15,400,000		15,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特別財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道改良事業	37,455,000	37,455,000			15,600,000		21,855,000
		生活関連道路整備事業	3,498,000	3,498,000					3,498,000
		国県道対策関連道路改良事業	7,162,000	7,162,000				7,162,000	0
		飯喬道路関連事業	26,223,000	26,223,000			21,300,000		4,923,000
		県道関連事業	7,986,000	7,986,000				2,811,072	5,174,928
		道路メンテナンス事業	57,210,000	57,210,000		30,531,000	23,300,000		3,379,000
		橋りょう耐震整備事業	59,030,000	59,030,000			59,000,000		30,000
	3 河川費	河川自然災害防止事業	8,962,000	8,962,000			8,900,000		62,000
	4 都市計画費	都市公園維持管理費	3,744,000	3,744,000					3,744,000
	5 住宅費	公営住宅整備事業	18,621,000	18,621,000		8,560,000	10,000,000		61,000
10 教育費	5 社会教育費	文化財管理事業	3,399,000	3,399,000					3,399,000
		恒川遺跡群保存活用事業(補助)	4,577,000	4,577,000		2,696,000			1,881,000
		美術博物館管理費	5,896,000	5,896,000					5,896,000
		考古博物館管理運営事業	40,361,000	40,361,000			31,300,000	2,500,000	6,561,000
		文化施設整備事業	14,738,000	14,738,000					14,738,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	土木施設補助災害復旧事業	71,775,000	71,775,000		47,873,925	21,500,000	2,401,075	
合計			1,542,729,000	1,542,726,817	2,481,539	684,389,925	662,400,000	17,283,886	176,171,467



報告第14号

令和4年度飯田市病院事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和4年度飯田市病院事業会計予算繰越計算書を、別紙のとおり報告する。

令和5年5月30日報告

飯田市長 佐藤 健

## 令和4年度 飯田市病院事業会計予算繰越計算書

## 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						企業債	過年度分 損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	院内カーテン整備事業	円 18,825,400	円 0	円 18,825,400	円 0	円 18,825,400	円 0	円 0	資材に供給遅延が発生したため。
		ベッドサイドロッカー整備事業	円 19,103,810	円 0	円 19,103,810	円 19,100,000	円 3,810	円 0	円 0	資材に供給遅延が発生したため。
		高精度放射線治療装置（リニアック）システム更新事業	円 132,000,000	円 0	円 132,000,000	円 132,000,000	円 0	円 0	円 0	資材に供給遅延が発生したため。

報告第15号

令和4年度飯田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和4年度飯田市水道事業会計予算繰越計算書を、別紙のとおり報告する。

令和5年5月30日報告

飯田市長 佐藤 健

## 令和4年度 飯田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						負担金	企業債	過年度損益勘定留保資金			
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	野底川大橋水管橋更生工事 上郷黒田	円 32,200,000	円 0	円 32,200,000	円 0	円 0	円 32,200,000	円 0	円 0	資機材等の納入の遅れ及び新型コロナウイルス感染症の影響により必要となる作業員等の確保に不測の日数を要したことにより工期内の工事の完了が困難となったため。
		配水管布設工事 上郷別府	7,320,000	2,500,000	4,820,000	0	0	4,820,000	0	0	同上
		老朽管布設替工事 白山町3丁目南	11,400,000	3,200,000	8,200,000	0	0	8,200,000	0	0	同上
		老朽管布設替工事 砂払町	26,000,000	0	26,000,000	0	0	26,000,000	0	0	工法等の検討に不測の日数を要したこと、全国的な新型コロナウイルス感染症の影響により資機材等の納入が遅れ、工期内の工事の完了が困難となったため。
		県道改良に伴う配水管布設替工事 (主)飯島飯田線 飯田市 上郷黒田	9,360,000	0	9,360,000	860,000	0	8,500,000	0	0	県道改良工事の進捗に合わせるため。

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						負担金	企業債	過年度損益勘定留保資金			
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	リニア関連事業 配水管布設替工事 座光寺・上郷 市道座光寺79号線他 堂垣外橋	円 15,500,000	円 5,910,000	円 9,590,000	円 0	円 0	円 9,590,000	円 0	円 0	リニア関連橋梁架替工事の進捗に合わせるため。
		市道改良工事に伴う送水管布設替工事 市道2-49号長野原線 飯田市 竜丘 時又	円 13,358,000	円 0	円 13,358,000	円 0	円 0	円 13,358,000	円 0	円 0	市道改良工事の進捗に合わせるため。
		市道改良に伴う送配水管布設替工事 市道1-61号下虎岩中央線 飯田市 下久堅 下虎岩	円 16,299,000	円 0	円 16,299,000	円 1,660,000	円 0	円 14,639,000	円 0	円 0	円 0



報告第16号

令和4年度飯田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和4年度飯田市下水道事業会計予算繰越計算書を、別紙のとおり報告する。

令和5年5月30日報告

飯田市長 佐藤 健

令和4年度 飯田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に関わる繰越を要する棚卸資産の購入限度額	説明	
						国庫支出金	県支出金	移設補償金	企業債	過年度分損益勘定留保資金				
1 資本的支出	1 建設改良費	他事業関連 公共下水道管渠（污水）布設替工事（市道上郷478号線他【県道飯島飯田線】）	円 24,000,000	円 0	円 24,000,000	円 0	円 0	円 12,500,000	円 0	円 11,500,000	円 0	円 0	県道改良工事の進捗に合わせるため。	
		他事業関連 公共下水道管渠（污水）築造工事（市道座光寺79号線他【堂垣外橋】）	円 20,000,000	円 0	円 20,000,000	円 0	円 0	円 16,000,000	円 4,000,000	円 0	円 0	円 0	リニア関連橋梁架替工事の進捗に合わせるため。	
		他事業関連 公共下水道管渠（污水）布設替工事（市道上郷490号線）	円 9,000,000	円 0	円 9,000,000	円 0	円 0	円 0	円 9,000,000	円 0	円 0	円 0	市道改良工事の進捗に合わせるため。	
		他事業関連 公共下水道管渠（污水）バイパス工事（国道153号他）	円 4,000,000	円 0	円 4,000,000	円 0	円 0	円 3,000,000	円 1,000,000	円 0	円 0	円 0	円 0	国道改良工事の進捗に合わせるため。
		他事業関連 公共下水道管渠（污水）布設替工事（市道1-27号大休妙琴線）	円 9,000,000	円 2,820,000	円 6,180,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 6,180,000	円 0	円 0	円 0	市道改良工事の進捗に合わせるため。
		他事業関連 公共下水道管渠（污水）布設替工事（市道1-31号島垣外宮ヶ洞線）	円 10,000,000	円 3,590,000	円 6,410,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 6,410,000	円 0	円 0	円 0	市道改良工事の進捗に合わせるため。

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に 関する繰越を要 する棚卸資産の 購入限度額	説明
						国庫支出金	県支出金	移設補償金	企業債	過年度分損益 勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	他事業関連 農集排水渠布設替工事（市道1-61号下虎岩中央線）	12,000,000	0	12,000,000	0	0	0	0	12,000,000	0	0	市道改良工事の進捗に合わせるため。
		令和4・5年度 防災・安全社会資本整備交付金事業 松尾浄化管理センター電気設備工事その14 令和4年度分事業費	146,000,000	81,000,000	65,000,000	35,750,000	0	0	29,200,000	50,000	0	0	半導体の供給不足等により機器製作が遅れ、年度内完成が不可能となったため。
		令和4年度 防災・安全社会資本整備交付金事業 松尾浄化管理センター耐震診断業務	80,000,000	0	80,000,000	38,300,000	0	0	0	41,700,000	0	0	長野県の12月追加内示に伴い、業務期間が確保できず年度内完成が不可能となったため。
		令和4年度 竜丘浄化センター曝気装置用インバーター盤更新工事	5,654,000	2,244,000	3,410,000	0	0	0	0	3,410,000	0	0	半導体の供給不足等により機器製作が遅れ、年度内完成が不可能となったため。



報告第17号

飯田市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、飯田市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、別紙のとおり提出する。

令和5年5月30日報告

飯田市長 佐藤 健



令和4年度

事業報告及び決算書

飯田市土地開発公社

# 令和4年度 飯田市土地開発公社事業報告書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

## 1 事業概況

### (1) 用地の取得及び管理

リニア駅周辺整備事業の代行買収による用地取得及びリニア関連事業等に伴う代替地の用地取得を行った。

### (2) 保有地の処分

リニア駅周辺整備事業の代行買収にて取得した公有用地及びリニア関連事業に伴う代替地の売却を行った。

## 2 財務の概況

令和4年度の収益的収入額は757,603,103円、収益的支出額は749,368,306円であり、差引8,234,797円が当期純利益となった。

当該利益は、翌年度において準備金として整理するものである。財務の内容については、引き続き健全経営に努めて参りたい。

## 3 事業内容

令和4年度に行った土地の取得に係る事業は、次のとおり。

事業名	面積	取得金額
	m <sup>2</sup>	円
リニア駅前広場事業公有用地	9,676.83	707,677,992
リニア駅前駐車場事業公有用地	5,683.60	246,915,969
リニア駅前道路（停車場線）事業公有用地	1,445.14	205,940,274
リニア駅前道路（駅前線）事業公有用地	2,104.59	63,421,853
市道上郷489・490号公有用地	0.00	111,776
リニア関連事業代替地	1,601.96	72,249,777
計	20,512.12	1,296,317,641

令和4年度に行った土地の処分に係る事業は、次のとおり。

事業名	面積	処分金額
	m <sup>2</sup>	円
リニア駅前道路（停車場線）事業公有用地	1,856.81	117,330,000
リニア駅前道路（駅前線）事業公有用地	2,660.96	562,885,005
市道上郷489号ほか公有用地	259.21	12,095,390
リニア関連事業代替地	3,320.29	64,980,042
計	8,097.27	757,290,437

## 4 監査に関する事項

(1) 令和4年4月26日 令和3年度飯田市土地開発公社事業報告及び会計決算監査

(2) 令和4年11月21日 令和4年度飯田市土地開発公社事業会計中間監査

## 5 庶務事項

### (1) 理事会に関する事項

ア 令和4年5月10日 理事会

- (ア) 令和3年度飯田市土地開発公社事業報告について
- (イ) 令和3年度飯田市土地開発公社事業会計決算報告について
- (ウ) 令和3年度飯田市土地開発公社事業会計監査報告について

イ 令和4年12月19日 理事会

- (ア) 令和4年度飯田市土地開発公社事業中間報告について
- (イ) 令和4年度飯田市土地開発公社事業会計中間監査報告について

ウ 令和5年3月28日 理事会

- (ア) 令和4年度飯田市土地開発公社事業変更計画(案)及び事業会計補正予算第1号(案)について
- (イ) 令和5年度飯田市土地開発公社事業計画(案)及び事業会計予算(案)について

### (2) 役員に関する事項

ア 令和4年4月1日

原田 太仁	理事に就任
細田 仁	理事に再任

イ 令和4年12月19日

宮島 俊太郎	監事の任期満了
蒲 秀雄	監事に就任

ウ 令和5年3月31日

細田 仁	理事を辞任
米山 博樹	理事を辞任
塚平 賢志	理事を辞任
串原 一保	理事を辞任
土屋 敏美	理事を辞任

## 令和4年度 飯田市土地開発公社事業会計

### 1 収益的収入及び支出

#### (1) 収 入

区 分	予 算 額		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	合 計
第1款 事業収益	1,278,000,000	△ 520,000,000	758,000,000
第1項 公有地取得事業収益	1,178,000,000	△ 420,000,000	758,000,000
第2項 土地造成事業収益	100,000,000	△ 100,000,000	0
第2款 事業外収益	60,000	260,000	320,000
第1項 受 取 利 息	40,000	0	40,000
第2項 雑 収 益	20,000	260,000	280,000
第3款 特別利益	100,000	100,000	200,000
第1項 前期損益修正益	100,000	△ 100,000	0
第2項 その他の特別利益	0	200,000	200,000
収 入 合 計	1,278,160,000	△ 519,640,000	758,520,000

#### (2) 支 出

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額
第1款 事業原価	1,258,000,000	△ 508,000,000	0
第1項 公有地取得事業原価	1,160,000,000	△ 410,000,000	0
第2項 土地造成事業原価	98,000,000	△ 98,000,000	0
第2款 販売費及び一般管理費	1,770,000	△ 900,000	0
第1項 販売費及び一般管理費	1,770,000	△ 900,000	0
第3款 事業外費用	20,000	0	0
第1項 支 払 利 息	10,000	0	0
第2項 消 費 税	0	0	0
第3項 雑 損 失	10,000	0	0
第4款 特別損失	200,000	△ 200,000	0
第1項 前期損益修正損	100,000	△ 100,000	0
第2項 土 地 評 価 損	100,000	△ 100,000	0
第5款 予 備 費	100,000	△ 100,000	0
第1項 予 備 費	100,000	△ 100,000	0
支 出 合 計	1,260,090,000	△ 509,200,000	0

# 決算報告書

(単位：円)

決算額	予算現額に比べ 決算額の増減	備考
757,290,437	△ 709,563	
757,290,437	△ 709,563	
0	0	
312,666	△ 7,334	
36,491	△ 3,509	
276,175	△ 3,825	
0	△ 200,000	
0	0	
0	△ 200,000	
757,603,103	△ 916,897	

(単位：円)

額	決算額	不用額	備考
合計			
750,000,000	748,543,192	1,456,808	
750,000,000	748,543,192	1,456,808	
0	0	0	
870,000	825,114	44,886	
870,000	825,114	44,886	
20,000	0	20,000	
10,000	0	10,000	
0	0	0	
10,000	0	10,000	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
750,890,000	749,368,306	1,521,694	

## 2 資本的収入及び支出

### (1) 収 入

区 分	予 算			合 計
	当初予算額	補正予算額	継続費等の繰越額 に係る財源充当額	
第1款 資本的収入	2,147,000,000	△197,000,000	0	1,950,000,000
第1項 借入金	2,147,000,000	△197,000,000	0	1,950,000,000
収入合計	2,147,000,000	△197,000,000	0	1,950,000,000

### (2) 支 出

区 分	予 算			小 計
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	
第1款 資本的支出	2,203,500,000	△713,500,000	0	1,490,000,000
第1項 公有地取得事業費	1,720,000,000	△417,000,000	0	1,303,000,000
第2項 土地造成事業費	98,000,000	△98,000,000	0	0
第3項 固定資産取得費	500,000	△500,000	0	0
第4項 借入金返還金	384,000,000	△197,000,000	0	187,000,000
第5項 予備費	1,000,000	△1,000,000	0	0
支出合計	2,203,500,000	△713,500,000	0	1,490,000,000

(単位：円)

決 算 額	予算現額に比べ 決算額の増減	備 考
1,735,250,968	△214,749,032	
1,735,250,968	△214,749,032	
1,735,250,968	△214,749,032	

(単位：円)

額		決 算 額	事業費の 翌年度 繰越額	不 用 額	備 考
前年度事業 費の繰越額	合 計				
0	1,490,000,000	1,480,735,476	0	9,264,524	
0	1,303,000,000	1,296,317,641	0	6,682,359	
0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	
0	187,000,000	184,417,835	0	2,582,165	
0	0	0	0	0	
0	1,490,000,000	1,480,735,476	0	9,264,524	

# 令和4年度飯田市土地開発公社事業損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

1	事業収益		
	(1) 公有地取得事業収益	757,290,437	
	(2) 土地造成事業収益	0	
	(3) 関連施設整備事業収益	0	757,290,437
		<hr/>	
2	事業原価		
	(1) 公有地取得事業原価	748,543,192	
	(2) 土地造成事業原価	0	
	(3) 関連施設整備事業原価	0	748,543,192
	事業総利益	<hr/>	<hr/>
			8,747,245
3	販売費及び一般管理費		825,114
	事業利益		<hr/>
			7,922,131
4	事業外収益		
	(1) 受取利息	36,491	
	(2) 雑収益	276,175	312,666
		<hr/>	<hr/>
5	事業外費用		
	(1) 支払利息	0	
	(2) 消費税	0	
	(3) 雑損失	0	0
	経常利益	<hr/>	<hr/>
			8,234,797
6	特別利益		
	(1) 前期損益修正益	0	0
		<hr/>	
7	特別損失		
	(1) 前期損益修正損	0	
	(2) 土地評価損	0	0
		<hr/>	
	当期純利益		<hr/> <hr/>
			8,234,797

# 販売費及び一般管理費明細表

令和4年度

(単位：円)

項	目	節	金額	備考	
1 販売費 及び一般 管理費	1 人件費		133,550		
		報酬	133,550	理事会等出席報酬	
		法定福利費	0		
	2 経費			691,564	
		需用費		34,200	消耗品費
		役務費		2,262	通信運搬費
		委託料		518,100	公社会計ソフト保守、白 隠石墓地修繕業務
		公租公課		71,000	法人県民税、法人市民税
		減価償却費		66,000	備品 66,000 ソフトウェア 0
		資産減耗費		2	備品廃棄による減耗
販売費及び一般管理費計			825,114		

## 令和4年度準備金整理

1 前期繰越準備金	426,785,290 円
2 当期純利益	8,234,797 円
準備金合計	435,020,087 円

公有地の拡大の推進に関する法律第18条第4項の規定により、次のとおり整理する。

次期繰越準備金	435,020,087 円
---------	---------------

# 令和4年度飯田市土地開発公社事業貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：円)

		【 資 産 の 部 】	
1	流動資産		
	(1)現金及び預金	353,391,691	
	(2)事業未収金	692,310,395	
	(3)公有用地	3,594,030,645	
	(4)代行用地	0	
	(5)代替地	122,620,612	
	(6)完成土地等	0	
	(7)前払費用	0	
	(8)その他の流動資産	0	
	流動資産合計	0	4,762,353,343
2	固定資産		
	(1)有形固定資産		
	ア建物又はその付属設備	0	
	減価償却累計額	0	0
	イ車両その他運搬具	0	
	減価償却累計額	0	0
	ウ工具、器具及び備品	897,150	
	減価償却累計額	644,145	253,005
		253,005	253,005
	(2)無形固定資産		
	ソフトウェア		0
	固定資産合計		253,005
	資産合計		4,762,606,348
		【 負 債 の 部 】	
1	流動負債		
	(1)未払金	326,390,917	
	(2)短期借入金	0	
	(3)未払費用	0	
	流動負債合計	0	326,390,917
2	固定負債		
	(1)長期借入金	3,998,195,344	
	固定負債合計	3,998,195,344	3,998,195,344
	負債合計		4,324,586,261
		【 資 本 の 部 】	
1	資本金		
	(1)基本財産	3,000,000	
	資本金合計		3,000,000
2	準備金		
	(1)前期繰越準備金	426,785,290	
	(2)当期純利益	8,234,797	
	準備金合計	435,020,087	435,020,087
	資本合計		438,020,087
	負債資本合計		4,762,606,348

# 飯田市土地開発公社財産目録

(令和5年3月31日)

区分	摘 要	金 額(円)
資 産	1 流動資産	4,762,353,343
	(1) 現金及び預金	353,391,691
	普通預金	130,391,691
	ア 株式会社八十二銀行 飯田支店	73,586,679
	イ 飯田信用金庫 本店	43,470,496
	ウ みなみ信州農業協同組合 伊賀良支所	13,334,516
	定期預金	223,000,000
	ア 株式会社八十二銀行 飯田支店	73,000,000
	イ 飯田信用金庫 本店	100,000,000
	ウ 長野銀行 飯田支店	50,000,000
	(2) 事業未収金	692,310,395
	(3) 公有用地	3,594,030,645
	ア 用地費	1,185,130,928
	イ 補償費	2,394,468,796
	ウ 造成工事費	0
	エ 用買諸経費	0
	オ 支払利息	14,430,921
	(4) 代替地	122,620,612
	ア 用地費	122,620,612
	イ 補償費	0
	ウ 造成工事費	0
	エ 用買諸経費	0
	オ 支払利息	0
	(5) 完成土地及び未成土地（土地造成事業の用地）	0
	(6) 前払費用	0
	2 固定資産	253,005
	(1) 有形固定資産	253,005
ア 建物又はその付属設備	0	
イ 車両その他運搬具	0	
ウ 工具器具及び備品	253,005	
(2) 無形固定資産	0	
ソフトウェア	0	
資 産 合 計	4,762,606,348	
負 債	1 流動負債	326,390,917
	(1) 未払金	326,390,917
	(2) 短期借入金	0
	(3) 未払費用 未払利息	0
	2 固定負債	3,998,195,344
	(1) 長期借入金	3,998,195,344
	ア 株式会社八十二銀行 飯田支店	0
	イ 飯田信用金庫 本店	1,735,250,968
	ウ みなみ信州農協 伊賀良支所	2,262,944,376
	負 債 合 計	4,324,586,261

# 令和4年度飯田市土地開発公社キャッシュフロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュフロー	
公有地取得事業収入	251,920,675
その他事業収入	276,175
公有地取得事業支出	△ 1,778,162,700
その他事業支出	0
人件費支出	△ 133,550
その他の業務支出	△ 624,553
小計	<u>△ 1,526,723,953</u>
利息の受取額	36,491
利息の支払額	<u>0</u>
事業活動によるキャッシュフロー	<u>△ 1,526,687,462</u>
II 投資活動によるキャッシュフロー	
投資有価証券の取得による支出	0
投資有価証券の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	0
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
投資活動によるキャッシュフロー	<u>0</u>
III 財務活動によるキャッシュフロー	
短期借入金による収入	0
短期借入金返済による支出	0
長期借入金による収入	1,735,250,968
長期借入金返済による支出	△ 184,417,835
財務活動によるキャッシュフロー	<u>1,550,833,133</u>
IV 現金及び現金同等物増減額	<u>24,145,671</u>
V 現金及び現金同等物期首残高	<u>329,246,020</u>
VI 現金及び現金同等物期末残高	<u>353,391,691</u>

## 注記事項

### I 重要な会計方針

#### 1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 公有用地  
個別法に基づく原価法によっております。
- (2) 代行用地  
個別法に基づく原価法によっております。
- (3) 代替地  
個別法に基づく原価法によっております。

#### 2 固定資産の減価償却の方法

定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### 3 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

### II 貸借対照表の注記

#### 現金及び預金

普通預金	130,391,691
定期預金（3ヶ月以上）	<u>223,000,000</u>
	353,391,691

### III 損益計算書の注記

注記事項なし

### IV キャッシュフロー計算書の注記

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

資金期末残高	353,391,691 円
現金及び預金勘定	353,391,691 円（3ヶ月以上の定期預金を含む。）

## 令和4年度飯田市土地開発公社事業会計監査報告

令和4年度飯田市土地開発公社事業会計の監査の結果、元帳及び証拠書類は正確であり、決算書の計数は令和4年度の経営成績及び同年度末における財務状態を適正表示しているものと認めた。

令和5年4月26日

監 事 吉 川 満

監 事 蒲 秀 雄

## 比較損益計算書

	当 期(円)	前 期(円)	増 減(円)	増減率(%)
[事 業 収 益]	757,290,437	195,335,505	561,954,932	287.7
公有地取得事業収益	757,290,437	195,335,505	561,954,932	287.7
土地造成事業収益	0	0	0	0.0
関連施設整備事業収益	0	0	0	0.0
[事 業 原 価]	748,543,192	192,846,364	555,696,828	288.2
公有地取得事業原価	748,543,192	192,846,364	555,696,828	288.2
土地造成事業原価	0	0	0	0.0
関連施設整備事業原価	0	0	0	0.0
(事業総利益)	8,747,245	2,489,141	6,258,104	251.4
[販売費及び一般管理費]	825,114	450,383	374,731	83.2
(事業利益・損失)	7,922,131	2,038,758	5,883,373	288.6
[事 業 外 収 益]	312,666	296,495	16,171	5.5
[事 業 外 費 用]	0	0	0	0.0
(経常利益・損失)	8,234,797	2,335,253	5,899,544	252.6
[特 別 利 益]	0	0	0	0.0
[特 別 損 失]	0	0	0	0.0
土地評価損	0	0	0	0.0
(当期純利益(損失))	8,234,797	2,335,253	5,899,544	252.6

## 比較販売費及び一般管理費

科 目	当 期	前 期	増 減	増減率
	円	円	円	%
人件費	133,550	133,550	0	0.0
報酬	133,550	133,550	0	0.0
法定福利費	0	0	0	0.0
経費	691,564	316,833	374,731	118.3
旅費	0	0	0	0.0
需用費	34,200	300	33,900	11300.0
役務費	2,262	2,333	△ 71	△ 3.0
委託料	518,100	118,800	399,300	336.1
使用料及び 賃借料	0	0	0	0.0
負担金補助 及び交付金	0	0	0	0.0
公租公課	71,000	71,000	0	0.0
減価償却費	66,000	124,400	△ 58,400	△ 46.9
資産減耗費	2	0	2	皆増
合 計	825,114	450,383	374,731	83.2

## 比較貸借対照表

## 資産の部

科目	当期(円)	前期(円)	増減(円)	増減率(%)
[流動資産]	4,762,353,343	3,685,063,461	1,077,289,882	29.2
現金及び預金	353,391,691	329,246,020	24,145,671	7.3
事業未収金	692,310,395	186,940,633	505,369,762	270.3
公有用地	3,594,030,645	3,055,418,597	538,612,048	17.6
代行用地	0	0	0	0.0
代替地	122,620,612	113,458,211	9,162,401	8.1
完成土地	0	0	0	0.0
前払費用	0	0	0	0.0
その他流動資産	0	0	0	0.0
[固定資産]	253,005	319,007	△ 66,002	△ 20.7
有形固定資産	253,005	319,007	△ 66,002	△ 20.7
建物又はその付属設備	0	0	0	0.0
車両及び運搬具	0	0	0	0.0
工具器具及び備品	253,005	319,007	△ 66,002	△ 20.7
無形固定資産	0	0	0	0.0
ソフトウェア	0	0	0	0.0
資産の部合計	4,762,606,348	3,685,382,468	1,077,223,880	29.2

## 負債の部

科目	当期(円)	前期(円)	増減(円)	増減率(%)
[流動負債]	326,390,917	808,234,967	△ 481,844,050	△ 59.6
未払金	326,390,917	808,234,967	△ 481,844,050	△ 59.6
短期借入金	0	0	0	0.0
未払費用	0	0	0	0.0
[固定負債]	3,998,195,344	2,447,362,211	1,550,833,133	63.4
長期借入金	3,998,195,344	2,447,362,211	1,550,833,133	63.4
負債の部合計	4,324,586,261	3,255,597,178	1,068,989,083	32.8

## 資本の部

科目	当期(円)	前期(円)	増減(円)	増減率(%)
[資本金]	3,000,000	3,000,000	0	0.0
基本財産	3,000,000	3,000,000	0	0.0
[準備金]	435,020,087	426,785,290	8,234,797	1.9
繰越準備金	426,785,290	424,450,037	2,335,253	0.6
純利益(損失)	8,234,797	2,335,253	5,899,544	252.6
資本の部合計	438,020,087	429,785,290	8,234,797	1.9
負債・資本の部合計	4,762,606,348	3,685,382,468	1,077,223,880	29.2

令和4年度

決算附属資料

飯田市土地開発公社



令和4年度 事業収益明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要	
公有地取得事業収益	公有用地売却収益	692,310,395	リニア駅前停車場線	117,330,000
			リニア駅前線	562,885,005
			市道上郷489・490号	12,095,390
公有地取得事業収益	代替地売却収益	64,980,042	リニア関連事業代替地	64,980,042
合 計		757,290,437		

令和4年度 事業原価明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要	
公有地取得事業収益	公有用地売却収益	685,455,816	リニア駅前停車場線	116,168,315
			リニア駅前線	557,311,869
			市道上郷489・490号	11,975,632
公有地取得事業収益	代替地売却収益	63,087,376	リニア関連事業代替地	63,087,376
合 計		748,543,192		

## 令和4年度

資産区分	期首残高		当期増加高				
	面積(㎡)	金額(円)	面積(㎡)	用地費(円)	補償費(円)	工事費(円)	諸経費(円)
リニア駅周辺整備事業 リニア駅前多目的交流広場	11,516.58	1,176,187,883	9,676.83	218,204,663	484,557,138	0	0
リニア駅周辺整備事業 リニア駅前駐車場	2,370.41	501,752,353	5,683.60	123,238,462	121,801,094	0	0
リニア駅周辺整備事業 リニア駅前停車場線	6,435.98	531,979,623	1,445.14	41,120,807	162,368,917	0	0
リニア駅周辺整備事業 リニア駅前線	556.37	795,341,531	2,104.59	57,882,536	2,438,891	0	0
リニア駅周辺整備事業 上郷489号線ほか	995.96	50,157,207	0.00	0	0	0	0
合 計	21,875.30	3,055,418,597	18,910.16	440,446,468	771,166,040	0	0

## 令和4年度

資産区分	期首残高		当期増加高					
	面積(㎡)	金額(円)	面積(㎡)	用地費(円)	補償費(円)	工事費(円)	諸経費(円)	
イ	リニア関連事業代替地	3,241.25	65,041,774	1,601.96	72,249,777	0	0	0
	県道・市道改良事業代替地	1,527.44	41,907,857	0.00	0	0	0	0
	県道・市道墓地代替地	3,853.12	1,633,979	0.00	0	0	0	0
	計	8,621.81	108,583,610	1,601.96	72,249,777	0	0	0
ロ	県道・市道改良事業代替地	1,514.38	4,874,601	0.00	0	0	0	0
	県道・市道墓地代替地	536.16	0	0.00	0	0	0	0
	計	2,050.54	4,874,601	0.00	0	0	0	0
合 計	10,672.35	113,458,211	1,601.96	72,249,777	0	0	0	

(注)イは取得原価相当による再取得等が見込まれる代替地、ロはイ以外の代替地。

公有用地明細表

		当期減少高		期末残高		摘要
支払利息(円)	計(円)	面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)	面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)	
4,916,191	707,677,992	0.00	0	21,193.41	1,883,865,875	
1,876,413	246,915,969	0.00	0	8,054.01	748,668,322	
2,450,550	205,940,274	1,856.81	116,168,315	6,024.31	621,751,582	
3,100,426	63,421,853	2,660.96	557,311,869	0.00	301,451,515	
111,776	111,776	259.21	11,975,632	736.75	38,293,351	
12,455,356	1,224,067,864	4,776.98	685,455,816	36,008.48	3,594,030,645	

代替地明細表

		当期減少高			期末残高		摘要
支払利息(円)	計(円)	減少高		評価減			
		面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)	金額(円)	面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)	
0	72,249,777	3,320.29	63,087,376		1,522.92	74,204,175	
0	0	0.00	0		1,527.44	41,907,857	
0	0	0.00	0		3,853.12	1,633,979	
0	72,249,777	3,320.29	63,087,376		6,903.48	117,746,011	
0	0	0.00	0	0	1,514.38	4,874,601	
0	0	0.00	0	0	536.16	0	
0	0	0.00	0	0	2,050.54	4,874,601	
0	72,249,777	3,320.29	63,087,376	0	8,954.02	122,620,612	

飯田市土地開発公社

資産の種類	取得原価 A	当期増加額 B	当期減少額 C	期末残高 (A + B - C)
建物又はその付属設備	0	0	0	0
車両及び運搬具	0	0	0	0
器具及び備品	1,698,510	0	801,360	897,150
計	1,698,510	0	801,360	897,150

内 訳

資産の種類	取得原価 A	当期増加額 B	当期減少額 C	期末残高 (A + B - C)
机(両袖)	31,500	0	0	31,500
事務用椅子	38,850	0	0	38,850
カラーレーザープリンタ	304,560	0	304,560	0
デスクトップパソコン	162,000	0	0	162,000
デスクトップパソコン	162,000	0	0	162,000
現地事務所 レーザー式複合機	496,800	0	496,800	0
デスクトップパソコン	172,800	0	0	172,800
カラーレーザープリンタ	330,000	0	0	330,000

飯田市土地開発公社

資産の種類	取得原価 A	当期増加額 B	当期減少額 C	当期償却額 D
ソフトウェア	972,000	0	0	0
計	972,000	0	0	0

有形固定資産明細表

令和5年3月31日現在 (単位：円)

当期減価償却額	減価償却累計額	差引期末残高	備考
0	0	0	
0	0	0	
66,000	644,145	253,005	
66,000	644,145	253,005	

当期減価償却額	減価償却累計額	差引期末残高	備考
0	31,499	1	
0	38,849	1	
0	0	0	1/31廃棄
0	161,999	1	
0	161,999	1	
0	0	0	3/31廃棄
0	172,799	1	
66,000	77,000	253,000	

無形固定資産明細表

令和5年3月31日現在 (単位：円)

償却累計額 E	期末残高 A + B - C - E	備考
972,000	0	
972,000	0	

### 令和4年度 現金及び預金明細表

(単位：円)

科 目	種 類	金 額(円)	摘 要	
現 金	/	0	手許現金	
預 金	当 座	0		
	普 通	130,391,691	八十二銀行飯田支店	73,586,679
			飯田信用金庫本店	43,470,496
			みなみ信州農業協同組合 伊賀良支所	13,334,516
	通 知	0		
	定 期	223,000,000	八十二銀行飯田支店	73,000,000
			飯田信用金庫本店	100,000,000
長野銀行飯田支店			50,000,000	
計	/	353,391,691	/	

### 令和4年度 資本金明細表

(単位：円)

区 分	出資団体	出資額	摘 要
資本金	飯田市	3,000,000	

## 令和4年度 長期借入金明細表

(単位：円)

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高
みなみ信州 農業協同組合 伊賀良支所	0.28%	179,649,902	0	0	179,649,902
	0.30%	51,834,631	0	51,401,866	432,765
	0.31%	331,892,075	0	29,148,340	302,743,735
	0.27%	916,915,111	0	86,650,000	830,265,111
	0.29%	131,514,814	0	1,633,925	129,880,889
	0.35%	90,322,715	0	0	90,322,715
	0.34%	146,560,266	0	791,981	145,768,285
	0.37%	49,458,752	0	14,791,723	34,667,029
	0.44%	527,415,662	0	0	527,415,662
	0.39%	21,798,283	0	0	21,798,283
小計		2,447,362,211	0	184,417,835	2,262,944,376
飯田信用金庫 本店	0.52%	0	15,358,010	0	15,358,010
	0.53%	0	377,615,819	0	377,615,819
	0.59%	0	150,245,655	0	150,245,655
	0.54%	0	13,816,719	0	13,816,719
	0.67%	0	620,778,755	0	620,778,755
	0.78%	0	48,181,196	0	48,181,196
	1.03%	0	275,857,185	0	275,857,185
	0.97%	0	207,477,629	0	207,477,629
	0.98%	0	25,920,000	0	25,920,000
小計		0	1,735,250,968	0	1,735,250,968
合計		2,447,362,211	1,735,250,968	184,417,835	3,998,195,344



令和5年度

事業計画及び予算書

飯田市土地開発公社



# 令和5年度飯田市土地開発公社事業計画

令和5年度飯田市土地開発公社の事業計画は、次のとおりとする。

## 1 用地取得計画

### (1) 公有地取得事業

事業名等	主管部課等	区分	取得予定面積	予定金額	摘要
公有用地取得事業	リニア推進部ほか	用地等	20,000 <sup>m<sup>2</sup></sup>	1,000,000 <sup>千円</sup>	用地・補償費 970,000 <sup>千円</sup> 造成及びその他経費 30,000
代替地取得事業	リニア推進部ほか	用地等	3,000 <sup>m<sup>2</sup></sup>	150,000 <sup>千円</sup>	用地 145,000 <sup>千円</sup> 造成及びその他経費 5,000
計	—	—	23,000	1,150,000	—

### (2) 土地造成事業

事業名等	区分	取得予定面積	予定金額	摘要
宅地造成事業	用地及び造成	10,000 <sup>m<sup>2</sup></sup>	98,000 <sup>千円</sup>	用地 80,000 <sup>千円</sup> 造成及びその他経費 18,000
計	—	10,000	98,000	—

## 2 保有地売却計画

### (1) 公有地取得事業

事業名等	売却先等	区分	売却予定面積	売却予定金額	摘要
公有用地取得事業	飯田市	用地等	10,000 <sup>m<sup>2</sup></sup>	1,000,000 <sup>千円</sup>	
代替地取得事業	事業関係者ほか	用地等	2,500 <sup>m<sup>2</sup></sup>	120,000 <sup>千円</sup>	
計	—	—	12,500	1,120,000	—

### (2) 土地造成事業

事業名等	売却先等	売却予定面積	売却予定金額	摘要
宅地造成事業	事業者ほか	10,000 <sup>m<sup>2</sup></sup>	100,000 <sup>千円</sup>	
計	—	10,000	100,000	—

# 令和5年度飯田市土地開発公社事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度飯田市土地開発公社の事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的收入及び支出)

第2条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	事業収益	1,220,000千円
第1項	公有地取得事業収益	1,120,000千円
第2項	土地造成事業収益	100,000千円
第2款	事業外収益	60千円
第1項	受 取 利 息	40千円
第2項	雑 収 益	20千円
第3款	特別利益	100千円
第1項	前期損益修正益	100千円
収 入 合 計		1,220,160千円
支		出
第1款	事業原価	1,204,000千円
第1項	公有地取得事業原価	1,106,000千円
第2項	土地造成事業原価	98,000千円
第2款	販売費及び一般管理費	1,770千円
第1項	販売費及び一般管理費	1,770千円
第3款	事業外費用	20千円
第1項	支 払 利 息	10千円
第2項	消 費 税	0千円
第3項	雑 損 失	10千円
第4款	特別損失	200千円
第1項	前期損益修正損	100千円
第2項	土 地 評 価 損	100千円
第5款	予備費	100千円
第1項	予 備 費	100千円
支 出 合 計		1,206,090千円
(収益的收入支出差引額)		14,070千円)

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額885,500千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収		入	
第1款	資本的収入		1,147,000 千円
第1項	借入金	金	1,147,000 千円
	収入合計		1,147,000 千円
支		出	
第1款	資本的支出		2,032,500 千円
第1項	公有地取得事業費		1,150,000 千円
第2項	土地造成事業費		98,000 千円
第3項	固定資産取得費		500 千円
第4項	借入金返還金		783,000 千円
第5項	予備費		1,000 千円
	支出合計		2,032,500 千円

(借入金)

第4条 飯田市が債務保証する長期借入金又は短期借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予算の弾力運用)

第5条 業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合は、支出の予定額を超えて、増加する収入に相当する金額を支出することができるものとする。

(支出の特例)

第6条 現金の支出を伴わない経費等で必要がある場合は、支出の予定額を超えて支出できるものとする。

令和5年3月28日提出

飯田市土地開発公社  
理事長 高田 修



報告第18号

株式会社飯田健康温泉の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社飯田健康温泉の経営状況を説明する書類を、別紙のとおり提出する。

令和5年5月30日報告

飯田市長 佐藤 健



# 決 算 報 告 書

第 2 5 期

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 31 日

株式会社 飯田健康温泉

# 営業の報告

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第25期の営業状況について、次のとおり報告します。

## 1 概要説明

株式会社飯田健康温泉（以下「当社」といいます。）は、飯田市が設置した飯田市健康増進施設（以下「施設」といいます。）について、地方自治法第244条の2第3項の規定によりその管理を行うべく、指定管理者として指定された第三セクターです。

当施設は優れた泉質と豊富な湯量の温泉による露天風呂付き温泉、運動や歩行が可能な温泉プールをはじめ、各種運動に使える多目的ホールなどを備えており、これらを活用した水中運動教室及び床運動教室を実施し、これらの教室の開催に併せて看護師による健康相談を行うことで、お客様の健康管理に寄与しています。

また、これまでに木質ペレットボイラー、太陽光発電設備、LED照明などの環境負荷の低減に資する設備を導入することで、環境文化都市にふさわしい施設運営にも取り組んでいます。

今期は上半期に新型コロナウイルス感染症第7波による感染拡大がありましたが、ウィズコロナへの転換により前期、前々期のような休館要請には至らず、通年での営業となりました。

12月には、前期に引き続き3回目となる新そばまつりを開催しました。前回同様に館内の試食は実施せず、入場券と持ち帰りそばのセットを予約限定販売としました。開催の周知は館内でのPRと松尾地区内のチラシ配布のみで行いましたが、参加者からは好評を得られ、楽しみにしているとお声をいただきました。

2月には卒園児の無料招待を3年ぶりに実施し、松尾地区内の保育園及び幼稚園の3園から延べ123名の卒園児を招待しました。卒園児の皆さんからも大変喜ばれ、良い思い出作りになったと考えています。また、テレビ、新聞等で取り上げていただいたことで施設のPRにつながりました。

また、ウクライナ情勢の影響による原油価格高騰などによる経費の増大に対処するため、令和5年2月より大人1人当たり500円の入場料を100円引き上げて600円とする料金改定を行いました。これは平成30年10月に大人1人当たり400円を500円に引き上げて以来、4年4か月ぶりの改定です。これによる増収効果は年間入場者数を仮に10万人とした場合には約800万円から900万円と見込まれ、経営改善が期待できます。利用者からも「この御時世ではやむを得ない」とのお声をいただき、概ね受け入れられたと考えています。

新型コロナウイルス感染症の流行も収束の方向に向かい、平時の営業体制に戻りつつありますが、今期も前期に引き続き厳しい経営環境にさらされ、3年連続の赤字計上となりました。飯田市や松尾地区まちづくり委員会を始め多くの皆様の御協力をいただきながら、役員、職員が一体となって運営に努めました。

## 2 施設の利用状況

### (1) 営業日数及び入場者数

今期は、施設を通年340日間営業しました（毎月第2、第4月曜日は休業日（国民の祝日に該当する場合を除く）。前期は248日間、前々期は263日間営業）。

今期の延べ利用者数は98,170人、1日平均で289人でした（前期は74,980人、1日平均で302人、前々期は73,557人、1日平均で280人）。休館することなく営業を続けられたこともあり、入場者数は増加しました。

令和4年度 飯田市健康増進施設 月別入場者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
営業日数	28	29	28	29	29	28	30	28	28	28	26	29	340
入場者数	7,143	8,153	7,512	7,651	7,663	7,510	8,512	8,303	8,735	9,773	8,487	8,728	98,170
1日平均入場者数	255	281	268	264	264	268	284	297	312	349	326	301	289

参考：開業以来の入場者数 3,175,175人（令和5年3月31日現在）

過去5年度の入場者数及び平成30年度と令和4年度の比較

	年間入場者数（人）	年間営業日数（日）	1日当たり入場者数（人）
平成30年度	140,204	345	406
平成31/令和元年度	125,975	345	365
令和2年度	73,557	263	280
令和3年度	74,980	248	302
令和4年度	98,170	340	289
対 30年度比較	△42,034	△5	△117
対 30年度増減率	△30.0%	△1.4%	△28.8%

しかし、コロナ禍前の平成30年度の入場者数と比較すると、約3割減少しています。減少の原因はコロナ禍だけでなく、利用者の高齢化や施設の老朽化による自然減などが複合的に作用していると考えられ、これらに対する効果的な施策を講じていくことが必要です。

- (2) 食堂利用状況（麺類11種類、御飯類4種類、飲物、おつまみ等を提供）

食堂の売上高は5,700,229円で、前期と比べて約150万円の増収でした。

- (3) 自動販売機利用状況（ジュース類3台、アイスクリーム1台）

自動販売機の売上高は1,006,057円で、前期と比べて約21万円の増収でした。

### 3 水中運動教室及び床運動教室の開催状況

施設で開講している水中運動教室や床運動教室では、健康への関心の高まりを受けて、お客様の様々な需要に応じた教室を設けています。

運動教室の受講者は、水中運動7,338人、床運動4,233人で年間計11,571人の利用があり、前期に比べ28%増加しました。前期のような一時休館がなかったことが影響していると考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響で外出の機会が減り、運動不足の方が増えている可能性があります。受講を控えている利用者の呼び戻しと、新規受講者の確保のための様々な方策を検討していくことが課題です。

また、運動教室に併せて看護師が行っている健康相談の実績件数は9,477件であり、教室の中止がなかったこともあり23%の増加でした。

### 4 施設管理の状況

施設をお客様に常に心地よく御利用いただけるようにすることが、当社の最大の使命と認識し、早期に設備の修繕を行う等の施設管理を実施しています。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、検温、手指消毒器具を設置し、こまめな館内消毒、清掃及び換気を引き続き徹底しました。

設備のメンテナンスとしては、ちゅう房の麺ゆで機の更新、ロビー用大型掃除機の更新、ルーター更新、機械室排水ポンプフロートスイッチ取替など、多くの維持補修工事等を実施しま

した。

(1) 浴室、脱衣室及び運動浴室

浴室及び脱衣室に関しては、温泉の温度管理を精度の高い自動制御装置を導入して行い、当社従業員が毎日浴槽の温泉の入替えを行っています。

清掃は毎日営業前、営業中及び営業後に、従業員が適切な方法で実施し、また、定期的に専門業者へ委託して行っています。

運動浴槽に関しては、温泉の入替えを定期に実施し、同時に可動床の上部から下部まで清掃をしています。清潔な水質を維持し水中運動等に御利用いただけるよう努めています。

(2) 休憩スペース、多目的ホール及び会議室

営業開始前に清掃し、営業中も巡回して、利用者がいつも快適に過ごせるよう、クリーンな環境づくりに努めています。

(3) 源泉設備及び機械室

源泉設備及び機械室は大変重要な設備です。各設備は専門業者に委託し定期的にメンテナンスしています。

また、日常点検は従業員が漏れなく実施し、設備を適切に操作して運用し、利用者に御不便をお掛けしないよう細心の注意を払っていきます。

(4) 浄化槽、防災施設、地下タンク、高圧電気設備、自動車等

法令遵守に心掛け、義務付けられている点検や整備は遅滞なく実施しています。経年劣化等の状況の変化に対応すべく、日々の保守管理を欠かさないようにしています。

(5) 井戸

水道光熱費の削減のため駐車場内西側に井戸を掘削し、水量を確保したことで、浴室洗浄、シャワー、トイレ、洗面所などに係る水道料金の節約につながっています。

## 5 損益計算状況

今期の売上高合計額は、対前期29.0%、13,177,734円増の58,638,455円でした。売上総利益も対前期28.7%、10,681,828円増の47,891,897円となりました。前期営業日数が248日に対し、今期の営業日数が340日と37.1%増加しているにもかかわらず、伸びは鈍いものとなりました。

一方、販売費及び一般管理費は対前期10.0%、5,332,210円増加の58,419,266円となりました。特に固定費的な性格が強い人件費と電気料の増加が顕著で、5年間の推移は次のとおりです。

	販売員給与 (千円)	水道光熱費 (千円)					合計
		電気	LPガス	上下水道	ペレット	灯油	
H30年度	20,163	7,985	669	5,203	7,461	358	21,676
H31.R元年度	22,323	7,917	705	4,229	6,282	391	19,524
R2年度	21,566	6,182	515	2,056	5,488	125	14,366
R3年度	21,556	6,867	524	2,215	5,004	237	14,847
R4年度	23,102	10,875	652	2,681	6,803	195	21,206
5年前増減額	2,939	2,890	△17	△2,522	△658	△163	△470
5年前対比	114.6%	136.2%	97.5%	51.5%	91.2%	54.5%	97.8%

※令和元年12月から井戸が稼働したため、水道料金が減少

販売員給与は最低賃金の引き上げに伴い5年前から14.6%増、電気料金も5年前から36.2%増となり、経営に大きな影響を与えています。水道料金は井戸を掘削したことにより5年前と比べてほぼ半減しているものの、電気料金の値上がりで打ち消された状況です。

これらの結果として、営業損失として10,527,359円を計上することとなりました。

営業外収益として、雇用調整助成金、雇用安定助成金2,722千円、県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金1,170千円がありました。経常損失は6,370,768円、最終損失は6,440,439円と当社創業以来最大の損失計上となりました。

コロナ禍以降、当社にとって非常に厳しい局面が数年に渡って続いている状況から、施設を設置者であり当社に50%、500万円を出資している最大株主の飯田市に対して、指定管理料の支払い等による経営の支援を要請して参りました。しかし、今期は予算化に至らず、次期の課題となっております。幸いなことに過去の内部留保があり、当面の資金繰りの目途はついているものの、財務収支の悪化は避けられず、次期における対策を切望するところです。

## 6 施設の概要

### (1) 施設の規模

- ア 敷地面積 2,972.52㎡
- イ 建物延床面積 1,736.7㎡

### (2) 主な設備

- ア 浴室、露天風呂、脱衣ロッカー (280人分)
- イ 可動床を備えた運動浴槽 (広さ20m×8m、水深0.3mから1.1mまで)
- ウ 歩行浴槽 (広さ15m×2m、水深1.0m)
- エ ジャグジー、リフト付き浴室
- オ 多目的ホール、研修室、会議室
- カ 軽食堂、昼休憩室、交流スペース
- キ ペレットボイラー、太陽光発電設備
- ク 井戸

### (3) 源泉名

松尾水神温泉 (掘削深度 1,700m、泉温 39.6℃)

### (4) 泉質

水素イオン濃度 ph10.13のアルカリ性単純泉 (アルカリ性低張性温泉)

## 7 当社の概要

以下、今期末 (令和5年3月31日時点) の状況

### (1) 株式の状況

- ア 発行済みの株式の総数 200株
- イ 株主、持株数等

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
飯田市	100	50.0
小木曾 博人	22	11.0
木下 照廣	18	9.0
小澤 千亮	18	9.0
鋤柄 富男	18	9.0
田中 一明	9	4.5
齊藤 徹	9	4.5
加藤 千寿子	6	3.0
合計	200	100.0

(2) 役員

役 職 名	氏 名
代表取締役社長	小木曾 博人
取締役	木下 照廣
取締役	鋤柄 富男
取締役	田中 一明
取締役	齊藤 徹
取締役	小澤 千亮
取締役	高田 修
監査役	宮澤 直人
監査役	松島 基喜

(3) 従業員の状況

従業員数等	常勤の男子（支配人を含む。）	5人	計 16人
	非常勤の男子	1人	
	常勤の女子	10人	

# 貸借対照表

令和5年3月31日現在

株式会社 飯田健康温泉

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	今期決算額	前期決算額	科 目	今期決算額	前期決算額
	円	円		円	円
<b>【流動資産】</b>	36,554,480	42,475,772	<b>【流動負債】</b>	9,305,943	9,956,262
現金・預金	35,046,472	30,925,329	買掛金	3,407,264	2,386,810
売掛金	433,500	276,000	未払金	125,276	2,090,976
棚卸資産	916,677	772,383	未払費用	1,029,950	941,434
前払費用	52,800	52,800	未払法人税等	71,000	71,000
未収還付法人税等	158	472	未払消費税等	1,097,700	747,800
未収入金	96,058	7,664,117	前受金	3,435,050	3,558,400
立替金	9,391	2,786,576	預り金	139,703	159,842
貸倒引当金	△ 576	△ 1,905	仮受金	0	0
<b>【固定資産】</b>	7,171,418	8,340,884	リース未払金	0	0
(有形固定資産)	7,074,514	8,243,980	<b>【固定負債】</b>	0	0
建物	109,994	140,049	長期リース未払金	0	0
構築物	1,911,048	2,203,757	<b>【引当金】</b>	0	0
機械・装置	3,162,831	3,823,554	負債の部 合計	9,305,943	9,956,262
工具・器具・備品	659,136	725,535	<b>純 資 産 の 部</b>		
建物附属設備	1,231,505	1,351,085	<b>【株主資本】</b>	34,419,955	40,860,394
リース資産	0	0	資本金	10,000,000	10,000,000
一括償却資産	0	0	資本剰余金	0	0
(無形固定資産)	96,904	96,904	利益剰余金	24,419,955	30,860,394
電話加入権	96,904	96,904	(利益準備金)	2,500,000	2,500,000
(投資その他の資産)	0	0	(その他利益剰余金)	21,919,955	28,360,394
預託金	0	0	別途積立金	25,666,000	25,666,000
長期前払費用	0	0	役員退職積立金	1,304,000	1,129,000
<b>【繰延資産】</b>	0	0	繰越利益剰余金	△ 5,050,045	1,565,394
資産の部 合計	43,725,898	50,816,656	純資産の部 合計	34,419,955	40,860,394
			負債・純資産の部 合計	43,725,898	50,816,656

# 損益計算書

株式会社 飯田健康温泉

自 令和4年4月1日  
至 令和5年3月31日

科 目	今 期 決 算 額		前 期 決 算 額	
『経常損益の部』 (営業損益の部)	円		円	
【売上高】				
温泉施設利用料	42,429,362		32,712,077	
食堂売上高	5,700,229		4,214,014	
販売機等手数料収入	1,006,057		797,561	
教室収入	9,526,806	58,662,454	7,741,250	45,464,902
売上値引・戻り高		<u>△ 23,999</u>		<u>△ 4,181</u>
		58,638,455		45,460,721
【売上原価】				
期首棚卸高		298,383		340,608
商品仕入高	639,313		430,296	
食材等仕入高	2,997,420		2,287,222	
支払手数料等	7,206,639	10,843,372	5,490,909	8,208,427
合計		11,141,755		8,549,035
期末棚卸高		395,197		298,383
売上総利益		10,746,558		8,250,652
		47,891,897		37,210,069
【販売費及び一般管理費】				
販売費・一般管理費		58,419,266		53,087,056
営業利益(損失)		<u>△ 10,527,369</u>		<u>△ 15,876,987</u>
(営業外損益の部)				
【営業外収益】				
受取利息		1,053		3,105
貸倒引当金戻入額		0		0
雑収入		4,155,548		15,920,946
		4,156,601		15,924,051
【営業外費用】				
繰延資産償却		0		0
経常利益(損失)		<u>△ 6,370,768</u>		47,064
『特別損益の部』				
【特別利益】				
貸倒引当金戻入額		1,329		751
役員退職積立金戻入		0		306,000
		1,329		306,751
【特別損失】				
固定資産売却・除却損		0		1
役員退職金		0		306,000
		0		306,001
税引前当期純利益(損失)		<u>△ 6,369,439</u>		47,814
法人税、住民税及び事業税		71,000		71,000
法人税等調整額		0		0
当期純利益(損失)		<u>△ 6,440,439</u>		<u>△ 23,186</u>

# 販売費及び一般管理費内訳書

株式会社 飯田健康温泉

自 令和4年4月1日  
至 令和5年3月31日

科 目	今 期 決 算 額	前 期 決 算 額
	円	円
販 売 員 給 与	23,101,802	21,556,535
広 告 宣 伝 費	171,304	235,969
厨 房 用 消 耗 品 費	195,259	68,743
環 境 整 備 費	2,964,197	2,281,277
賃 借 料	114,000	114,000
自 動 車 費	167,935	233,494
役 員 報 酬	390,000	1,450,000
従 業 員 賞 与	300,000	1,435,000
法 定 福 利 費	1,917,742	1,907,522
厚 生 費	734,337	734,613
減 価 償 却 費	1,169,466	1,729,837
リ ー ス 料	229,127	185,127
地 代 家 賃	97,479	105,479
修 繕 費	555,700	796,777
事 務 用 消 耗 品 費	434,488	388,896
通 信 交 通 費	366,862	481,917
水 道 光 熱 費	21,205,270	14,847,540
租 税 公 課	93,200	116,500
寄 付 金	0	0
接 待 交 際 費	63,663	116,110
保 険 料	157,280	156,690
備 品 ・ 消 耗 品 費	320,618	336,454
管 理 諸 費	3,416,246	3,597,714
会 議 打 ち 合 わ せ 費	28,000	24,000
貸 倒 償 却	0	0
雑 費	225,291	186,862
合 計	58,419,266	53,087,056

## 損失金処理計算書

科 目	金 額
	円
【 当期末処理損失金 】	5,050,045
【 別途積立金取崩高 】	10,000,000
合 計	4,949,955
【 利益剰余金処分額 】	0
【 役員退職積立金繰入高 】	48,000
合 計	48,000
【 次期繰越利益剰余金 】	4,901,955

## 監 査 報 告

第25期事業年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表を監査した結果、適法に処理、記載されていると認める。

令和5年4月28日

株式会社 飯田健康温泉

監 査 役 宮 澤 直 人

監 査 役 松 島 基 喜

# 事業計画書

第26期

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

株式会社 飯田健康温泉

# 株式会社飯田健康温泉 事業計画書

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第26期の事業について、次のとおり計画します。

## 1 方針

新型コロナウイルス感染症が収束に向かっているとはいえ、完全に収まったとはいえず、入場者数は少しずつ回復方向に向かうものと予想されます。しかしながら、コロナ禍前の水準まで完全に戻るとは想定し難く、今期の経営状況も厳しい環境に置かれるものと考えます。

飯田市健康増進施設（通称ほっ湯アップル。以下「施設」といいます。）の指定管理者として、これまでと同様に飯田市が取り組む住民の健康増進に寄与すべく、安全でお客様が安心して利用できる施設運営を行います。

社会情勢を見極めながら、役員及び従業員が知恵を出し合い、その時々適切な手段を検討し、迅速に対応することで、施設の運営、維持及び管理に努めて参ります。

## 2 事業計画

(1) 施設について、その将来性を高めるため、次のとおり運営します。

ア 湯量が豊富な天然温泉という経営資源を生かして温泉プールの利用を進めるとともに、各運動教室の内容を充実させ、住民に愛用され、住民の健康増進に役立つ施設運営を行います。

イ 今期も電気料金、各種仕入れ材料費などの値上がりが予想されますが、経費の削減に取り組む、前期の入場料の改定により経営の改善がされるよう健全経営に努めます。

ウ 木質ペレットボイラーの効率的な運転を行い、環境文化都市として地球温暖化の防止に貢献します。

(2) 施設の環境保全に関して、次のことを行います。

ア 定期的に水質検査を実施し、レジオネラ菌その他の雑菌は滅菌し排除します（法令に基づく浴槽水の衛生管理に留意し、貯湯タンクの清掃の際の洗浄殺菌剤の投与、運動浴槽の定期的な清掃及び殺菌の管理を厳重に行い、常に清潔かつ安全な温泉水を維持します）。

イ 露天風呂、休憩スペースなどの衛生管理を徹底します。

ウ 施設の点検を適切に行い、修理及び老朽化について早期に、かつ、計画的に対応します。

エ 新型コロナウイルス感染症対策として、施設内の衛生管理は特に留意して実施します。

(3) 施設の認知度を全市的に高め、利用者を増やすために、次のことに取り組みます。

ア 飯田市、松尾地区まちづくり委員会等と連携して、ほっ湯アップルのこれからの方向性について、「ほっ湯アップルあり方研究会」を立ち上げて検討し、今期中にその結論による施策を実施する体制を構築していきます。

イ 利用者からサウナの設置の要望が出ていることから、設置費用、運営コストなどを多角的に研究しながら設置の可否を検討します。

ウ 公共交通機関（巡回バス）の停留所があることを生かし、利用者の拡大につなげます。

エ 飯田エフエム放送株式会社、株式会社飯田ケーブルテレビ、新聞社などの地元報道機関等との提携を強化します。また、フリーペーパーなども活用し、PRを強化します。

オ 松尾地区まちづくり委員会等の地域団体との連携により、多目的ホール、会議室及び松尾天竜グラウンドの有効活用も考慮しながら事業を進めます。

カ そば祭りなどのイベントを継続して開催するとともに、新規のイベントについても検討し、利用者に親しまれる施設を目指します。

キ ポスターの掲示やチラシの配布と合わせ、ホームページによる情報提供を行います。

- (4) 水中運動教室及び床運動教室の内容について、多くの受講者の声を聴きながら更なる内容の充実を図り、継続受講者の確保とともに新規受講者の拡大に努めます。
- (5) 社会貢献及び善意事業として、無料招待、無料開放、無料入場等を実施します。
- (6) 従業員の接客サービス及びマナーの向上並びに非常時における対応の訓練、救急救命技術習得などにより、施設の利用に係る安心と安全の向上を図ります。
- (7) 看護師による利用者の健康相談を行うことで、お客様の健康管理に寄与します。
- (8) 食堂において四季折々の食材を利用するなど年間を通して利用者に喜ばれる魅力あるメニューの提供を行い、また新たなメニューの開発と味の研究にも取り組みます。
- (9) 好評をいただいている直売の季節野菜や果物の品ぞろえを充実させるため、生産者の情報、売れ筋情報の収集を進め、新鮮かつ安価で、要望のある商品の提供に努めるとともに、出荷していただく方々の増加を図ります。



報告第19号

一般財団法人飯田勤労者共済会の経営状況を説明する書類の提出  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人飯田勤労者共済会の経営状況を説明する書類を、別紙のとおり提出する。

令和5年5月30日報告

飯田市長 佐藤 健



令和4年度

事業報告及び決算報告書

一般財団法人 飯田勤労者共済会



## 1 事業総括

当共済会は、昭和53年創設以来、飯伊地域の事業所で働く勤労者及び事業主の福祉の向上を図るため、総合的に福利厚生事業を実施してまいりました。

令和2年度から続く新型コロナウイルス感染症により、今年度も事業の見直し等をせざるを得ない状況ではありましたが、感染拡大防止に配慮する中で、「第3弾指定割引券利用助成金事業」、「お楽しみ大抽選会」をはじめ、新規事業の「クリスマスケーキ購入助成」や「お菓子作り体験教室」などを実施し、会員の満足度向上に努めました。

従来から実施している事業のうち、「スポーツ観戦」、「テーマパーク利用」、「資格取得受験料」等の助成及び図書カード、グルメカード等の「カード類あっせん」については利用枚数が増加しました。一方で、「温泉入浴回数券あっせん」、「インフルエンザ予防接種費用一部助成」、「ゴルフプリペイドカード」等については利用枚数が減少しました。

会員数については、加入推進員等と連携すると共に、会員からの未加入事業所の紹介による事業所への訪問、ダイレクトメール、広告（地元ラジオ、新聞等）による加入促進の強化に取り組みましたが、コロナ禍による事業所数の減少の影響もあり、会員数14,000人の目標を達成することができませんでした。

また、新たな会員管理システムを今年度から導入し、より安全かつ正確な会員管理と事務の効率化による経費節減を図り、会員サービスの向上に繋げていく体制を整えることができました。

### (1) 現状と主な取組

ア 令和5年4月1日現在の共済会加入事業所は1,504事業所、会員数は13,985人となっています。

イ 通常の加入推進活動に加え8月から10月までを加入推進強化月間として、理事をはじめ関係する皆さんと協力して加入推進を行いました。

また、地元新聞や地域情報誌、市町村広報誌への広告掲載や地元FMラジオによる広報など、幅広く宣伝活動を行いました。

ウ 会報「共済会だより」を年10回発行し、会員へ情報提供を行い、各種事業への参加を呼びかけました。

### (2) 実施した事業

共済給付事業、健康管理給付、お楽しみ大抽選会、体育施設の利用、スポーツ観戦その他の各種鑑賞事業及び各種イベントへの参加助成の実施並びに各種スポーツ大会、定年準備セミナー、ワインセミナー等の開催並びに指定割引施設の拡充に向けた取組

## 2 会員

	R5. 4. 1	R4. 4. 1	増 減	増減率	増減内訳	
	現在	現在			入会	脱会
事業所数	1,504所	1,532所	△ 28所	△ 1.83%	13所	41所
会 員 数	13,985人	14,169人	△ 184人	△ 1.30%	1,017人	1,201人

3 共済事業

共 済 事 由		件数(件)	独自給付(円)	全労済協会等 給付(円)	合計(円)	
祝 金	地元定着促進就職祝金	51	510,000	-	510,000	
	結 婚 祝 金	112	1,120,000	-	1,120,000	
	銀 婚 祝 金	106	1,060,000	-	1,060,000	
	金 婚 祝 金	28	280,000	-	280,000	
	出 生 祝 金	237	2,370,000	-	2,370,000	
	小 学 校 入 学 祝 金	326	2,608,000	-	2,608,000	
	中 学 校 入 学 祝 金	412	3,296,000	-	3,296,000	
慰 労 金	50歳以上 退職慰労金	会員期間7年～15年未満	76	760,000	-	760,000
		会員期間15年以上	149	2,980,000	-	2,980,000
見 舞 金	傷病見舞金	休業連続14日以上	103	824,000	-	824,000
		休業連続30日以上	166	1,660,000	-	1,660,000
特 別 給 付 金	70 歳 特 別 給 付 金		132	396,000	-	396,000
	第 2 号 会 員 特 別 給 付 金		33	264,000	-	264,000
	高齢者記念品	71歳以上	1,348	1,339,372	-	1,339,372
死 亡 見 舞 金	会 員 死 亡		34	3,400,000	-	3,400,000
	配 偶 者 死 亡		30	900,000	-	900,000
	子 供 死 亡		9	90,000	-	90,000
	親 死 亡		452	2,712,000	-	2,712,000
重 度 障 害 見 舞 金		-	-	-	-	
住 宅 災 害 保 険 金	【火災等による】 会員の居住する建 物・家財の損害の程 度が右の割合となっ た場合	50%以上	-	-	-	-
		30%以上50%未満	-	-	-	-
		20%以上30%未満	-	-	-	-
		20%未満	-	-	-	-
	【自然災害による】 会員の居住する建物 の損害の程度が右の 割合となった場合	70%以上	-	-	-	-
		20%以上70%未満	-	-	-	-
		20%未満	-	-	-	-
会員の居住する建物の床上浸水		-	-	-	-	
住宅災害による会員の同居親族の死亡		-	-	-	-	
健 康 管 理 給 付 金	40歳		293	1,758,000	-	1,758,000
	50歳		340	2,040,000	-	2,040,000
	60歳		309	1,854,000	-	1,854,000
合 計		4,746	32,221,372	-	32,221,372	

#### 4 受託事業

飯田市勤労者福祉センター受付等業務 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

#### 5 会議

- (1) 理事会 3回開催 5月12日、6月22日、3月2日
- (2) 定時評議員会 1回開催 5月31日
- (3) 臨時評議員会 1回開催 3月15日
- (4) あり方研究委員会 1回開催 11月2日

#### 6 加入促進

- (1) 未加入事業所へのDM発送後、加入推進担当による事業所への電話、訪問勧誘
- (2) 加入推進員、会員等からの紹介による未加入事業所への電話、訪問勧誘
- (3) 加入推進強化月間（8月から10月まで）の実施
- (4) 新聞、地域情報誌、市町村広報誌、地元FMラジオ等による広告宣伝の実施

#### 7 共済会だよりの発行

10回発行（8月、9月及び1月、2月は合併号）

# 貸借対照表

令和5年03月31日現在

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	21,099,469	20,905,663	193,806
現金	33,495	33,063	432
現金 (一般会計)	33,495	33,063	432
普通預金	21,065,974	20,872,600	193,374
飯田信用金庫 (一般会計)	20,950,926	20,867,095	83,831
飯田信用金庫 (一般会計 預り金)	109,200	0	109,200
八十二銀行	1,377	1,081	296
長野銀行	771	1,096	△325
長野県信用組合	1,174	781	393
アルプス中央信用金庫	538	753	△215
労働金庫	902	308	594
みなみ信州農協	1,086	1,486	△400
未収会費	0	300	△300
貯蔵品	73,510	51,900	21,610
前払金	6,800	0	6,800
流動資産合計	21,179,779	20,957,863	221,916
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	30,000,000	30,000,000	0
基本財産合計	30,000,000	30,000,000	0
(2) 特定資産			
給付積立資産	85,171,000	85,171,000	0
記念事業積立資産	2,100,000	2,100,000	0
運営積立資産	17,456,000	20,995,000	△3,539,000
特定資産合計	104,727,000	108,266,000	△3,539,000
(3) その他固定資産			
車両運搬具	2	2	0
什器備品	428,773	159,980	268,793
ソフトウェア	3,368,750	0	3,368,750
電話加入権	39,680	39,680	0

# 貸借対照表

令和5年03月31日現在

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	当年度	前年度	増減
預託金	17,570	17,570	0
出資金	372,000	372,000	0
その他固定資産合計	4,226,775	589,232	3,637,543
固定資産合計	138,953,775	138,855,232	98,543
資産の部合計	160,133,554	159,813,095	320,459
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	260,643	322,313	△61,670
前受金	115,200	0	115,200
流動負債合計	375,843	322,313	53,530
負債の部合計	375,843	322,313	53,530
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	159,757,711	159,490,782	266,929
(うち基本財産への充当額)	30,000,000	30,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	104,727,000	108,266,000	△3,539,000
正味財産合計	159,757,711	159,490,782	266,929
負債及び正味財産合計	160,133,554	159,813,095	320,459

# 正味財産増減計算書

令和4年04月01日から令和5年03月31日まで

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	13,266	7,114	6,152
基本財産受取利息	13,266	7,114	6,152
受取会費	55,196,800	55,806,200	△609,400
受取入会金	199,600	195,200	4,400
受取入会金	199,600	195,200	4,400
受取会費	54,997,200	55,611,000	△613,800
受取会費	50,755,800	51,331,200	△575,400
受取負担金	4,241,400	4,279,800	△38,400
事業収益	5,692,725	6,588,890	△896,165
生活安定事業収益	99,245	439,820	△340,575
住宅災害保険金収益	0	432,000	△432,000
還元金	99,245	7,820	91,425
健康維持増進事業収益	183,200	444,000	△260,800
参加者負担金	19,200	0	19,200
補助事業収益	164,000	444,000	△280,000
自己啓発等事業収益	5,410,280	5,705,070	△294,790
ふれあい事業負担金	199,500	302,050	△102,550
補助事業収益	5,210,780	5,403,020	△192,240
受取補助金	12,839,400	12,913,200	△73,800
受取補助金	12,839,400	12,913,200	△73,800
受取地方公共団体補助金	12,839,400	12,913,200	△73,800
雑収益	2,368,222	2,539,746	△171,524
雑収益	2,368,222	2,539,746	△171,524
受取利息	3,708	6,935	△3,227
業務受託収益	1,969,000	2,265,000	△296,000
雑収益	395,514	267,811	127,703
経常収益計	76,110,413	77,855,150	△1,744,737
(2) 経常費用			
事業費	50,975,976	51,120,821	△144,845

# 正味財産増減計算書

令和4年04月01日から令和5年03月31日まで

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	当年度	前年度	増減
入場料	146,000	124,000	22,000
会費還付金	0	10,500	△10,500
旅費交通費	12,490	10,110	2,380
通信運搬費	1,599,747	1,675,876	△76,129
消耗品費	3,114,884	3,815,549	△700,665
印刷製本費	3,062,840	2,953,665	109,175
広告宣伝費	629,500	642,000	△12,500
賃借料及び使用料	22,625	14,075	8,550
保険料	5,956	3,444	2,512
住宅災害保険料	338,372	342,222	△3,850
共済給付金	26,569,372	26,897,462	△328,090
健康管理給付金	5,652,000	5,616,000	36,000
諸謝金	395,700	152,569	243,131
手数料	26,900	25,079	1,821
助成金	9,161,590	8,507,170	654,420
推奨ツアー費	24,000	0	24,000
食糧費	214,000	331,100	△117,100
管理費	24,867,508	23,261,838	1,605,670
給料手当	14,448,124	14,075,448	372,676
福利厚生費	2,380,385	2,303,163	77,222
退職共済掛金	600,000	600,000	0
会議費	345,480	268,384	77,096
旅費交通費	63,130	7,890	55,240
通信運搬費	1,407,440	1,112,408	295,032
減価償却費	1,118,857	398,112	720,745
什器備品	362,607	383,352	△20,745
ソフトウェア	756,250	14,760	741,490
消耗品費	932,617	642,101	290,516
修繕費	64,240	601,480	△537,240
印刷製本費	138,910	141,551	△2,641
燃料費	126,183	104,625	21,558
賃借料及び使用料	319,971	319,709	262

# 正味財産増減計算書

令和4年04月01日から令和5年03月31日まで

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	当年度	前年度	増減
保険料	177,070	142,430	34,640
諸謝金	782,026	810,458	△28,432
手数料	1,582,350	1,441,654	140,696
役員退職慰労金	90,000	20,000	70,000
租税公課	111,800	102,500	9,300
支払負担金	178,925	169,925	9,000
経常費用計	75,843,484	74,382,659	1,460,825
評価損益等調整前当期経常増減額	266,929	3,472,491	△3,205,562
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	266,929	3,472,491	△3,205,562
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産評価損	0	39,680	△39,680
電話加入権評価損	0	39,680	△39,680
経常外費用計	0	39,680	△39,680
当期経常外増減額	0	△39,680	39,680
他会計振替前当期一般正味財産増減額	266,929	3,432,811	△3,165,882
当期一般正味財産増減額	266,929	3,432,811	△3,165,882
一般正味財産期首残高	159,490,782	156,057,971	3,432,811
一般正味財産期末残高	159,757,711	159,490,782	266,929
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	159,757,711	159,490,782	266,929

# 財 産 目 録

令和5年03月31日現在

会 計： 一般会計

科 目	金 額	
I 資産の部		
1.流動資産		
現金預金	21,099,469	
現金	33,495	
現金（一般会計）	33,495	
普通預金	21,065,974	
飯田信用金庫（一般会計）	20,950,926	
飯田信用金庫（一般会計 預り金）	109,200	
八十二銀行	1,377	
長野銀行	771	
長野県信用組合	1,174	
アルプス中央信用金庫	538	
労働金庫	902	
みなみ信州農協	1,086	
未収会費	0	
貯蔵品	73,510	
前払金	6,800	
流動資産合計		21,179,779
2.固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金	30,000,000	
基本財産合計	30,000,000	
(2) 特定資産		
給付積立資産	85,171,000	
飯田信用金庫 定期預金	34,500,000	
八十二銀行 定期預金	17,000,000	
長野銀行 定期預金	6,671,000	
長野県信用組合 定期預金	7,000,000	
労働金庫 定期預金	10,000,000	
みなみ信州農協 定期貯金	10,000,000	
記念事業積立資産	2,100,000	
長野県信用組合 定期預金	1,000,000	

# 財 産 目 録

令和5年03月31日現在

会 計： 一般会計

科 目	金 額		
アルプス中央信用金庫 定期預金	1,100,000		
運営積立資産	17,456,000		
長野銀行 定期預金	4,300,000		
長野県信用組合 定期預金	4,493,000		
アルプス中央信用金庫 定期預金	6,248,000		
労働金庫 定期預金	1,600,000		
みなみ信州農協 定期貯金	815,000		
特定資産合計	104,727,000		
(3) その他の固定資産			
車両運搬具	2		
車両運搬具（一般会計）	2		
什器備品	428,773		
什器備品（一般会計）	428,773		
ソフトウェア	3,368,750		
ソフトウェア（一般会計）	3,368,750		
電話加入権	39,680		
預託金	17,570		
預託金（一般会計）	17,570		
出資金	372,000		
飯田信用金庫 出資金	5,000		
労働金庫 出資金	367,000		
その他固定資産合計	4,226,775		
固定資産合計		138,953,775	
資産合計			160,133,554
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	260,643		
未払金（一般会計）	260,643		
前受金	115,200		
前受金	115,200		
前受次年度事業負担金	115,200		
預り金	0		

# 財 産 目 録

令和5年03月31日現在

会 計： 一般会計

科 目	金 額		
預り金	0		
職員所得税	0		
住民税	0		
雇用保険料	0		
社会保険料	0		
その他 源泉所得税	0		
流動負債合計		375,843	
固定負債合計		0	
負債合計			375,843
正味財産			159,757,711

## 財務諸表に対する注記

### 1 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

車両運搬具及び什器備品については、定率法により計算している。

ソフトウェアについては、定額法により計算している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産 定期預金	30,000,000	0	0	30,000,000
小 計	30,000,000	0	0	30,000,000
特定資産				
給付積立資産	85,171,000	0	0	85,171,000
記念事業積立資産	2,100,000	0	0	2,100,000
運営積立資産	20,995,000	1,000,000	4,539,000	17,456,000
小 計	108,266,000	1,000,000	4,539,000	104,727,000
合 計	138,266,000	1,000,000	4,539,000	134,727,000

### 3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対する 額)
基本財産 定期預金	30,000,000	0	30,000,000	0
小 計	30,000,000	0	30,000,000	0
特定資産				
給付積立資産	85,171,000	0	85,171,000	0
記念事業積立資産	2,100,000	0	2,100,000	0
運営積立資産	17,456,000	0	17,456,000	0
小 計	104,727,000	0	104,727,000	0
合 計	134,727,000	0	134,727,000	0

### 4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	2,724,250	2,724,248	2
什器備品	3,093,036	2,664,263	428,773
ソフトウェア	4,125,000	756,250	3,368,750
合 計	9,942,286	6,144,761	3,797,525

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金 地方公共団体補助金	飯田市	0	12,839,400	12,839,400	0	
合 計		0	12,839,400	12,839,400	0	

### 附属明細書

- ・基本財産及び特定資産について、財務諸表の注記に記載をしているので、内容の記載を省略した。

# 収支計算書

令和4年04月01日から令和5年03月31日まで

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	13,000	13,266	△266	
基本財産利息収入	13,000	13,266	△266	
会費収入	54,787,000	55,196,800	△409,800	
入会金収入	187,000	199,600	△12,600	
入会金収入	187,000	199,600	△12,600	
会費収入	54,600,000	54,997,200	△397,200	
会費収入	50,400,000	50,755,800	△355,800	
負担金収入	4,200,000	4,241,400	△41,400	
事業収入	7,875,000	5,692,725	2,182,275	
生活安定事業収入	36,000	99,245	△63,245	
住宅災害保険金収入	29,000	0	29,000	
還元金収入	7,000	99,245	△92,245	
健康維持増進事業収入	635,000	183,200	451,800	
参加者負担金収入	35,000	19,200	15,800	
補助事業収入	600,000	164,000	436,000	
自己啓発等事業収入	7,204,000	5,410,280	1,793,720	
ふれあい事業負担金収入	374,000	199,500	174,500	
補助事業収入	6,830,000	5,210,780	1,619,220	
補助金収入	12,839,000	12,839,400	△400	
補助金収入	12,839,000	12,839,400	△400	
地方公共団体補助金収入	12,839,000	12,839,400	△400	
雑収入	2,136,000	2,368,222	△232,222	
雑収入	2,136,000	2,368,222	△232,222	
利息収入	3,000	3,708	△708	
業務受託収入	1,969,000	1,969,000	0	
雑収入	164,000	395,514	△231,514	
事業活動収入計	77,650,000	76,110,413	1,539,587	
2. 事業活動支出				
事業費支出	63,559,000	50,975,976	12,583,024	
入場料支出	188,000	146,000	42,000	

# 収支計算書

令和4年04月01日から令和5年03月31日まで

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
会費還付金支出	2,000	0	2,000	
旅費交通費支出	78,000	12,490	65,510	
通信運搬費支出	1,715,000	1,599,747	115,253	
消耗品費支出	4,267,000	3,114,884	1,152,116	
印刷製本費支出	3,200,000	3,062,840	137,160	
広告宣伝費支出	703,000	629,500	73,500	
賃借料及び使用料支出	44,000	22,625	21,375	
保険料支出	23,000	5,956	17,044	
住宅災害保険料支出	345,000	338,372	6,628	
共済給付金支出	30,043,000	26,569,372	3,473,628	
健康管理給付金支出	6,186,000	5,652,000	534,000	
諸謝金支出	611,000	395,700	215,300	
手数料支出	50,000	26,900	23,100	
助成金支出	15,580,000	9,161,590	6,418,410	
推奨ツアー費支出	140,000	24,000	116,000	
食糧費支出	384,000	214,000	170,000	
管理費支出	26,332,000	23,748,651	2,583,349	
給料手当支出	14,491,000	14,448,124	42,876	
臨時雇賃金支出	10,000	0	10,000	
福利厚生費支出	2,463,000	2,380,385	82,615	
退職共済掛金支出	600,000	600,000	0	
会議費支出	724,000	345,480	378,520	
旅費交通費支出	224,000	63,130	160,870	
通信運搬費支出	1,638,000	1,407,440	230,560	
消耗品費支出	933,000	932,617	383	
修繕費支出	613,000	64,240	548,760	
印刷製本費支出	211,000	138,910	72,090	
燃料費支出	144,000	126,183	17,817	
賃借料及び使用料支出	444,000	319,971	124,029	
保険料支出	178,000	177,070	930	
諸謝金支出	1,134,000	782,026	351,974	
手数料支出	1,938,000	1,582,350	355,650	

# 収支計算書

令和4年04月01日から令和5年03月31日まで

会 計： 一般会計

(単位： 円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
理事長交際費支出	60,000	0	60,000	
役員退職慰労金支出	150,000	90,000	60,000	
租税公課支出	119,000	111,800	7,200	
負担金支出	238,000	178,925	59,075	
雑支出	20,000	0	20,000	
事業活動支出計	89,891,000	74,724,627	15,166,373	
事業活動収支差額	△12,241,000	1,385,786	△13,626,786	
Ⅱ 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入	4,539,000	4,539,000	0	
運営積立資産取崩収入	4,539,000	4,539,000	0	
投資活動収入計	4,539,000	4,539,000	0	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	1,000,000	1,000,000	0	
運営積立資産取得支出	1,000,000	1,000,000	0	
固定資産取得支出	4,757,000	4,756,400	600	
什器備品購入支出	632,000	631,400	600	
ソフトウェア購入支出	4,125,000	4,125,000	0	
投資活動支出計	5,757,000	5,756,400	600	
投資活動収支差額	△1,218,000	△1,217,400	△600	
Ⅲ 予備費支出				
予備費支出	680,000	0	680,000	
予備費支出	680,000	0	680,000	
当期収支差額	△14,139,000	168,386	△14,307,386	
前期繰越収支差額	14,139,000	20,635,550	△6,496,550	
次期繰越収支差額	0	20,803,936	△20,803,936	

## 収支計算書に対する注記

### 1 資金の範囲

資金の範囲には、現金・預金、未収金、貯蔵品、前払金、未払金及び前受金を含む。

なお、期首及び当期末残高は、下記2に記載のとおり。

### 2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

一般会計

(単位:円)

科 目	期首残高	当期末残高
現金・預金	20,905,663	21,099,469
未収金	300	0
貯蔵品	51,900	73,510
前払金	0	6,800
合 計	20,957,863	21,179,779
未払金	322,313	260,643
前受金	0	115,200
合 計	322,313	375,843
次期繰越収支差額	20,635,550	20,803,936

令和5年4月28日

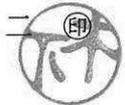
一般財団法人 飯田勤労者共済会  
理事長 佐藤 健 様

一般財団法人飯田勤労者共済会

監事 今泉明洋



監事 木下伸二



## 監 査 報 告 書

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの、理事職務の執行、事業報告、計算関係書類に関して、本監査報告書を作成し、次のとおり報告する。

### 1 監査の方法及びその内容

- (1) 理事会その他の重要な会議に出席し、理事等からはその職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁文書等を閲覧し、法人事務所において、業務及び財産の状況を調査した。
- (2) 当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について調査した。
- (3) 会計帳簿又はこれに関する資料の提出を求め、当該事業年度に係る計算関係書類について調査した。

### 2 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果
  - ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示していると認めた。
  - イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかった。
- (2) 計算関係書類の監査結果  
計算関係書類は、法人の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めた。

令和5年度

事業計画及び予算書

一般財団法人 飯田勤労者共済会



## 令和5年度 一般財団法人 飯田勤労者共済会 事業計画書

### 1 事業方針

今年度発足45年目を迎える飯田勤労者共済会は、創設以来、飯伊地域の事業所で働く勤労者及び事業主に対する福利厚生事業を実施することで、中小企業の振興と地域社会の発展に寄与してまいりました。

新型コロナウイルス感染症は依然として収束の目途が立っていません。当共済会においてもここ数年のコロナ禍において、事業の延期や中止が余儀なくされ、各種助成金事業等の利用件数も減少するなど大きな影響がありました。

今後のウィズコロナ時代においては、事業者や会員のニーズ把握に一層努めるとともに、新たな日常生活に対応したサービスの研究を行う中で、会員の満足度アップにつながる魅力ある福利厚生サービスを提供してまいります。

また、法人として安定した経営基盤を強化していくためには、とりわけ会員の拡大が重要となることから、会員14,000人台を目標に加入促進を進めるとともに、経費の削減等に留意し健全経営に努めます。

### 2 会員への主なサービス事業

#### (1) 生活安定事業

各種祝金・見舞金及び慰労金など給付事業を実施します。また、既存事業の見直しを行い、会員に喜ばれる給付事業を実施します。

#### (2) 健康維持増進事業

会員の健康の維持増進を図るため、スポーツ大会開催、イベント参加に対する助成及び、特定厚生福祉施設の利用助成を拡充して実施します。また、40・50・60歳到達者への健康管理給付、インフルエンザ予防接種や人間ドック受診費用の一部を助成します。

#### (3) 自己啓発・余暇活動事業

教養の向上や技術習得を図るとともに、充実した余暇時間を過ごし、リフレッシュ等を図るための事業を実施します。

##### ア スポーツ観戦事業

対象となるスポーツ観戦の種目を全てのスポーツに拡大し、会員のニーズに広く対応します。

##### イ 自主企画事業

「事業所単位で実施する出前交通安全教室」、「健康教室」、「ヨガ教室」、「そば打ち体験教室」、「クラフトバンド体験」、「水引体験」などに加え、新たに「酒蔵見学と地酒の呑み比べ」を実施します。

##### ウ 入場券などの各種チケットの購入助成及び自己啓発助成事業

「オケ友」、「飯田人形劇フェスタ」、「丘のまちバル」などの各種イベント参加チケット購入助成や「クリスマスケーキ購入クーポン」、「お楽しみ大抽選会」、「旅行会社ツアー参加助成」、「各種カード購入助成」の拡充を行うことで、地域経済の活性化を後押ししてまいります。また、各種資格取得に関する受験料や各種講座の受講料の一部を助成することで、引き続き、会員の能力開発の支援を行います。

#### (4) 生活設計事業

U・Iターンにより会員事業所に就職した新会員に対し、引越し等に要した必要経費の一部を助成します。また、会員の定年後の生活設計のための「定年準備セミナー」を開催します。

(5) 指定割引施設の拡充・周知のための事業

随時、対象施設の募集を行うことで「指定割引施設」の拡充を図るとともに、最新の情報を全会員に分かり易く提供するため、「指定割引施設」一覧のガイドブックを毎年作成して配布します。

(6) その他事業

ア 会員への当会の制度及び個々の事業等についての有益な情報提供のため、「共済会だより」の内容充実を図り多くの会員に読んでいただける紙面とします。

イ ホームページを活用した様々な情報提供に努め、会員への有益な情報提供、利便性の向上及び業務の効率化を図ります。

ウ ウィズコロナ時代に対応し、会議や主催事業のオンライン開催に向けた準備を進めていきます。

3 加入促進に関する事業

長期的な経営安定を目指し、新規会員獲得と既存会員の退会防止に一層努めます。

(1) 新規会員の加入促進

共済会の認知度を高め、新規加入事業所を増やすため、幅広いマスメディアを活用し継続した広報・広告を行います。また、DMや訪問等による制度の周知を図るとともに、入会時の事業所に対する特典サービスを行い会員数の拡大に努めます。

特に、8月から10月までを加入推進強化月間として取り組みます。

(2) 既存会員事業所等への働きかけ

既存会員事業所への情報提供を積極的に行い、事業所退会防止に努めるとともに、会員事業主や会員からの未加入事業所の紹介による会員数拡大に取り組みます。

令和5年度 一般財団法人飯田勤労者共済会収支予算書  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

一般会計

(単位：千円)

科目名称	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
基本財産運用収入	7	13	△ 6	
基本財産利息収入	7	13	△ 6	定期預金利息
会費収入	54,399	54,787	△ 388	
入会金収入	189	187	2	
入会金収入	189	187	2	948人×200円
会費収入	54,210	54,600	△ 390	
会費収入	50,040	50,400	△ 360	13,900人×300円×12か月
負担金収入	4,170	4,200	△ 30	13,900人×300円
事業収入	8,018	7,875	143	
生活安定事業収入	128	36	92	
住宅災害保険金収入	29	29	0	住宅災害保険金収入
還元金収入	99	7	92	全労済協会事務手数料
健康維持増進事業収入	632	635	△ 3	
参加者負担金収入	32	35	△ 3	ボウリング大会参加者負担金
補助事業収入	600	600	0	ゴルフ練習場プリペイドカード
自己啓発等事業収入	7,258	7,204	54	
ふれあい事業負担金収入	501	374	127	酒蔵見学、ワインセミナー、各種教室・体験等
補助事業収入	6,757	6,830	△ 73	コンサート、人形劇、入浴チケット、各種カード等
補助金収入	12,676	12,839	△ 163	
補助金収入	12,676	12,839	△ 163	
地方公共団体補助金収入	12,676	12,839	△ 163	14,085人×900円（令和4年11月1日現在数）
雑収入	2,060	2,136	△ 76	
雑収入	2,060	2,136	△ 76	
利息収入	3	3	0	預貯金利息
業務受託収入	1,969	1,969	0	受付業務等受託料収入
雑収入	88	164	△ 76	労金等配当金等
事業活動収入計	77,160	77,650	△ 490	
2 事業活動支出				
事業費支出	63,175	63,559	△ 384	
入場料支出	168	188	△ 20	ゴルフコンペ、ボウリング大会
会費還付金支出	2	2	0	
旅費交通費支出	78	78	0	近隣S C訪問等
通信運搬費支出	1,378	1,667	△ 289	共済会だより、申請案内、ダイレクトメール等
消耗品費支出	4,879	4,267	612	各種カード、各大会賞品、参加賞等
印刷製本費支出	3,207	3,151	56	共済会だより、ガイドブック等
広告宣伝費支出	711	703	8	新聞、市町村広報誌、週刊紙・FM広告等
賃借料及び使用料支出	79	44	35	グラウンド・会場使用料
保険料支出	20	23	△ 3	レクリエーション保険
住宅災害保険料支出	345	345	0	全福ネット慶弔共済保険掛金
共済給付金支出	30,448	30,043	405	地元定着促進就職祝金、結婚祝金、死亡見舞金、高齢者会員特別給付、住宅災害見舞金等
健康管理給付金支出	6,042	6,186	△ 144	40・50・60歳到達者給付
諸謝金支出	798	611	187	教室・セミナー講師謝金、加入促進謝礼
手数料支出	95	50	45	チラシ差込手数料
助成金支出	14,225	15,677	△ 1,452	コンサート、人形劇、入浴チケット、丘のまちバル・自動車運転免許優良「SG」更新・人間ドック受診料・インフルエンザ予防接種・U・Iターン助成等
推奨ツアー費支出	0	140	△ 140	
食糧費支出	500	384	116	酒蔵見学、ワインセミナー等

科目名称	予算額	前年度予算額	増減	備考
委託費支出	200	0	200	たより発送業務委託
管理費支出	26,712	26,332	380	
給料手当支出	14,674	14,291	383	職員5名
臨時雇賃金支出	10	10	0	
福利厚生費支出	2,542	2,463	79	各種保険料等
退職共済掛金支出	600	600	0	職員5名
会議費支出	548	731	△ 183	理事会、評議員会等
旅費交通費支出	485	485	0	出張旅費等
通信運搬費支出	1,828	1,638	190	会員管理システム通信料、郵送料、電話代等
消耗品費支出	922	872	50	事務消耗品、コピー用紙等
修繕費支出	713	613	100	車検、事務機器修繕等
印刷製本費支出	195	211	△ 16	封筒、名刺等
燃料費支出	144	144	0	ガソリン代
賃借料及び使用料支出	474	444	30	コピーリース料、会議室使用料等
保険料支出	231	171	60	自動車保険等
諸謝金支出	1,066	1,145	△ 79	税理士・司法書士報酬等
手数料支出	1,775	1,938	△ 163	金融機関振込手数料、HP管理運営費等
理事長交際費支出	60	60	0	
役員退職慰労金支出	60	150	△ 90	
租税公課支出	119	108	11	法人税、自動車税等
負担金支出	246	238	8	全福センター・県連協議会会費等
雑支出	20	20	0	
事業活動支出計	89,887	89,891	△ 4	
事業活動収支差額	△ 12,727	△ 12,241	△ 486	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
特定資産取崩収入	0	4,539	△ 4,539	
運営積立資産取崩収入	0	4,539	△ 4,539	
投資活動収入計	0	4,539	△ 4,539	
2 投資活動支出				
特定資産取得支出	2,000	1,000	1,000	
運営積立資産取得支出	2,000	1,000	1,000	運営積立(会員管理システムカスタマイズ費用含む)
固定資産取得支出	0	4,757	△ 4,757	
什器備品購入支出	0	632	△ 632	
ソフトウェア購入支出	0	4,125	△ 4,125	
投資活動支出計	2,000	5,757	△ 3,757	
投資活動収支差額	△ 2,000	△ 1,218	△ 782	
III 予備費支出	700	680	20	
当期収支差額	△ 15,427	△ 14,139	△ 1,288	
前期繰越収支差額	15,427	14,139	1,288	
次期繰越収支差額	0	0	0	

議案第52号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、飯田市農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年5月30日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 山崎 幸人

飯田市内在住 斉藤 寛武

飯田市内在住 高田 清人

飯田市内在住 小林 秀夫

飯田市内在住 前島 亘

飯田市内在住 櫛原 文夫

飯田市内在住 青木 龍男

飯田市内在住 塩澤 光宏

飯田市内在住 高橋 和則

飯田市内在住 木下 淳

飯田市内在住 大原 陽一

飯田市内在住 木下 勝義

飯田市内在住 中平 正英

飯田市内在住 橋爪 智則

飯田市内在住 田中 利治

議案第52号2

飯田市内在住 吉沢 尚広

飯田市内在住 井坪 由香里

飯田市内在住 吉川 良子

飯田市内在住 宮崎 光由

## 議案第53号

## 飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年5月30日提出

飯田市長 佐藤 健

記

## 飯田市税条例の一部を改正する条例（案）

飯田市税条例（昭和32年飯田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第44条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項及び第5項中「によつて」を「により」に改め、同条第6項中「によつて」を「により」に、「理由」を「事由」に、「前日」を「同日」に改める。

第47条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項

中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第15条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条の規定 令和6年1月1日

(2) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の飯田市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の飯田市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき飯田市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

### (軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお

従前の例による。



議案第54号

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年5月30日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

（飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年飯田市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年飯田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第45条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第55号

飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年5月30日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

飯田市国民健康保険税条例（昭和32年飯田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同条中」を「同条第1項中」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の飯田市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議案第56号

飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年5月30日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例（案）

飯田市福祉医療費給付金条例（平成15年飯田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第7号ア(ア)中「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改め、同ア(イ)中「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改める。

第7条第1項中「被保険者等であることを証する書面（以下「被保険者証等」という。）」を「医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく電子資格確認等（次項において「電子資格確認等」という。）により被保険者等であることの確認を受ける」に改め、同条第2項中「被保険者証等」を「電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受ける」に改める。

第8条第2項及び第3項中「で被保険者証等とともに」を「に対し」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第57号

飯田市未熟児養育医療費用徴収条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市未熟児養育医療費用徴収条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年5月30日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市未熟児養育医療費用徴収条例の一部を改正する条例（案）

飯田市未熟児養育医療費用徴収条例（平成24年飯田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第58号

## 飯田市水道条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市水道条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年5月30日提出

飯田市長 佐藤 健

記

## 飯田市水道条例の一部を改正する条例（案）

飯田市水道条例（平成5年飯田市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項の表を次のように改める。

用途	基本料金			従量料金（1 m <sup>3</sup> につき）		
	使用水量	口径	料金	口径	従量区分	料金
一般・営業用	8 m <sup>3</sup> 以下	13mm	1,320円	13mm	9 m <sup>3</sup> 以上20 m <sup>3</sup> 以下の部分	183円
		20mm	1,727円	20mm		21 m <sup>3</sup> 以上の部分
		25mm	2,464円	25mm	1 m <sup>3</sup> 以上の部分	
		40mm	5,929円	40mm		
		50mm	9,130円	50mm		
		75mm	21,934円	75mm		
		100mm	37,125円	100mm		
公衆浴場用		13mm	643円	13mm	1 m <sup>3</sup> 以上の部分	56円
		20mm	711円	20mm		
		25mm	993円	25mm		
		40mm	2,695円	40mm		
		50mm	5,525円	50mm		

（備考）

1 一般・営業用とは、公衆浴場（公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例（昭和41年長野県条例第49号）第2条に規定する普通公衆浴場をいう。以下同じ。）以外に用いる専用給水装置をいう。

2 公衆浴場用とは、公衆浴場に用いる専用給水装置をいう。

第25条第2項中「235円」を「277円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の飯田市水道条例の規定は、令和6年2月以後の月分として算定され

議案第58号2

る料金から適用し、同年1月以前の月分として算定される料金については、なお従前の例による。

## 議案第59号

飯田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

飯田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年5月30日提出

飯田市長 佐藤 健

## 記

## 飯田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市下水道事業の設置等に関する条例（平成27年飯田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

全体計画区域面積	全体計画処理人口
汚水2,955ヘクタール 雨水2,795ヘクタール	76,900人
248ヘクタール	5,900人
130ヘクタール	2,240人
38ヘクタール	1,300人

」

を

「

全体計画区域面積	全体計画処理人口
汚水2,958ヘクタール 雨水2,795ヘクタール	71,450人
248ヘクタール	4,560人
130ヘクタール	1,810人
38ヘクタール	770人

」

に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第60号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定したいから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年5月30日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

## 総合整備計画書(案)

長野県飯田市千栄 けろくぼ 毛呂窪辺地  
(辺地の人口 166人 面積 2.6km<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 千栄
- (2) 地域の中心の位置 飯田市千栄1521番地5
- (3) 辺地度点数 114点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

毛呂窪辺地は、市中心部から南東部に位置し、その中心地は市役所から約15km離れた場所であり、南は下伊那郡泰阜村と境を接している。面積の大半を森林が占める中山間地域である。

都会からの修学旅行生を受け入れ農業体験させるグリーンツーリズムなど、恵まれた自然と農山村の環境、美しい景観を生かした様々な交流活動が盛んな地域であるが、市中心部との往来や地区内の移動に必要な道路が十分に整備されているとはいえない状況にある。さらには、三遠南信自動車道千代インターチェンジへのアクセス道路及び観光周遊道路としても早急な整備が期待されている。

市道千代59号線は、毛呂窪辺地の重要な生活道路であり、市道1-75号百巢下呂窪線、主要地方道飯田富山佐久間線等を経由し、三遠南信自動車道千代インターチェンジ及び千栄小学校等の公共施設へアクセスする道路である。山間地を通るため狭あいでのカーブが多く、通行に危険な部分が存在するため、当路線の改良を行い、公共施設及び他地区への通行の安全を確保し、地域住民の利便性の向上を図る。

### 3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分			
		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道千代59号線	飯田市	150,000		150,000	150,000
合計		150,000		150,000	150,000

議案第61号

土地の取得について

産業用地として、下記の土地を取得したいから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年飯田市条例第53号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年5月30日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 場所 飯田市龍江4952番地1ほか31筆
- 2 面積 26,982.87平方メートル
- 3 取得予定価格 30,810,118円
- 4 契約の相手方 飯田市内在住者ほか5人



## 議案第62号

## 市道路線の変更について

下記の市道路線を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年5月30日提出

飯田市長 佐藤 健

## 記

整理 番号	路 線 名	旧	起 点	重要な経過地
		新	終 点	
1	飯田303号線	旧	飯田市正永町1丁目 1215 番 15 地先から	
			飯田市正永町1丁目 1217 番 45 地先まで	
		新	飯田市正永町1丁目 1215 番 11 地先から	
			飯田市正永町1丁目 1217 番 5 地先まで	
2	座光寺95号線	旧	飯田市座光寺 3759 番 5 地先から	
			飯田市座光寺 3812 番 1 地先まで	
		新	飯田市座光寺 3692 番 3 地先から	
			飯田市座光寺 3812 番 1 地先まで	
3	座光寺96号線	旧	飯田市座光寺 3692 番 3 地先から	
			飯田市座光寺 3767 番 1 地先まで	
		新	飯田市座光寺 3759 番 5 地先から	
			飯田市座光寺 3767 番 1 地先まで	



令和5年度飯田市一般会計補正予算（第2号）案

令和5年度飯田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ991,190千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,163,351千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年5月30日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
12 分担金及び負担金	2 負担金
14 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金
15 県支出金	2 県補助金
18 繰入金	2 基金繰入金
19 繰越金	1 繰越金
20 諸収入	5 雑入
21 市債	1 市債
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
262,038	1,000	263,038
261,981	1,000	262,981
7,136,560	759,126	7,895,686
4,708,075	140,325	4,848,400
2,410,583	618,801	3,029,384
3,175,628	350	3,175,978
907,925	350	908,275
1,353,831	190,100	1,543,931
1,304,225	190,100	1,494,325
500,000	8,714	508,714
500,000	8,714	508,714
2,374,500	5,800	2,380,300
548,059	5,800	553,859
3,939,700	26,100	3,965,800
3,939,700	26,100	3,965,800
49,172,161	991,190	50,163,351

歳 出

款	項
2 総務費	1 総務管理費
3 民生費	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
4 衛生費	1 保健衛生費
6 農林水産業費	1 農業費
7 商工費	1 商工費
8 土木費	4 都市計画費
10 教育費	3 中学校費
	5 社会教育費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
5,914,749	29,642	5,944,391
5,184,969	29,642	5,214,611
16,404,535	524,367	16,928,902
7,781,763	504,081	8,285,844
7,583,379	17,780	7,601,159
1,039,393	2,506	1,041,899
5,464,975	364,052	5,829,027
4,183,046	364,052	4,547,098
1,426,424	7,200	1,433,624
938,967	7,200	946,167
2,616,268	42,503	2,658,771
2,616,268	42,503	2,658,771
5,176,048	17,915	5,193,963
1,868,288	17,915	1,886,203
4,785,543	5,511	4,791,054
726,612	4,103	730,715
1,542,312	1,408	1,543,720
49,172,161	991,190	50,163,351

第2表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
保健衛生事業費	千円 6,400	普通貸借 又 は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利 率見直し方式 については、 当該見直し後 の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構資 金についてはその融 通条件により、銀行 その他の場合にはそ の債権者と協議する。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還若 しくは借換えするこ とができる。

2 変 更

起 債 の 目 的	補正前の限度額	補正後の限度額
街路事業費	千円 11,200	千円 27,300
義務教育施設整備事業費	158,000	161,600
計	3,939,700	3,965,800

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金	262,038	1,000	263,038
14 国庫支出金	7,136,560	759,126	7,895,686
15 県支出金	3,175,628	350	3,175,978
18 繰入金	1,353,831	190,100	1,543,931
19 繰越金	500,000	8,714	508,714
20 諸収入	2,374,500	5,800	2,380,300
21 市債	3,939,700	26,100	3,965,800
歳入合計	49,172,161	991,190	50,163,351

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	5,914,749	29,642	5,944,391
3 民生費	16,404,535	524,367	16,928,902
4 衛生費	5,464,975	364,052	5,829,027
6 農林水産業費	1,426,424	7,200	1,433,624
7 商工費	2,616,268	42,503	2,658,771
8 土木費	5,176,048	17,915	5,193,963
10 教育費	4,785,543	5,511	4,791,054
歳出合計	49,172,161	991,190	50,163,351

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
24,300		5,800	△458
398,873		100	125,394
286,600	6,400	1,000	70,052
7,200			0
42,503			0
	16,100		1,815
	3,600		1,911
759,476	26,100	6,900	198,714

## 2 歳 入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金	262,038	1,000	263,038
2 負担金	261,981	1,000	262,981
4 衛生費負担金	0	1,000	1,000
14 国庫支出金	7,136,560	759,126	7,895,686
1 国庫負担金	4,708,075	140,325	4,848,400
4 衛生費国庫負担金	75,907	140,325	216,232
2 国庫補助金	2,410,583	618,801	3,029,384
2 総務費国庫補助金	710,307	562,693	1,273,000
3 民生費国庫補助金	505,720	1,253	506,973
4 衛生費国庫補助金	474,313	54,855	529,168
15 県支出金	3,175,628	350	3,175,978
2 県補助金	907,925	350	908,275
3 民生費県補助金	531,767	350	532,117
18 繰入金	1,353,831	190,100	1,543,931
2 基金繰入金	1,304,225	190,100	1,494,325
1 基金繰入金	1,304,225	190,100	1,494,325
19 繰越金	500,000	8,714	508,714
1 繰越金	500,000	8,714	508,714
1 繰越金	500,000	8,714	508,714
20 諸収入	2,374,500	5,800	2,380,300
5 雑入	548,059	5,800	553,859
1 雑入	548,059	5,800	553,859
21 市債	3,939,700	26,100	3,965,800

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 保健衛生総務費負担金	1,000	感染症予防接種負担金	1,000
1 保健衛生総務費負担金	140,325	感染症ワクチン接種負担金	140,045
		予防接種健康被害給付費負担金	280
7 共生・協働推進事業費補助金	2,232	地域女性活躍推進交付金	2,232
9 企画費補助金	560,461	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	560,461
31 生活保護費補助金	1,253	業務効率化事業補助金	1,253
1 保健衛生総務費補助金	54,855	感染症ワクチン接種体制確保事業補助金	54,855
24 発達支援センター費補助金	350	こどもの安心・安全対策支援事業補助金	350
1 財政調整基金繰入金	190,000	財政調整基金繰入金	190,000
2 特定目的基金繰入金	100	ふるさと基金繰入金	100
1 純繰越金	8,714	純繰越金	8,714
2 総務費雑入	5,800	コミュニティ助成事業補助金	5,800

(款) 21 市債  
 (項) 1 市債

款 項 目		補正前の額	補正額	計
21	1 市債	3,939,700	26,100	3,965,800
	4 衛生債	167,500	6,400	173,900
	8 土木債	1,262,100	16,100	1,278,200
	10 教育債	729,600	3,600	733,200
歳 入 合 計		49,172,161	991,190	50,163,351

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	保健衛生事業債	6,400	過疎対策事業債	6,400
43	街路事業債	16,100	公共事業等債	16,100
33	中学校建設事業債	3,600	公共施設等適正管理推進事業債	3,600

### 3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 総務費	5,914,749	29,642	5,944,391	24,300		5,800	△458	
1 総務管理費	5,184,969	29,642	5,214,611	24,300		5,800	△458	
5 自治振興費	294,194	5,800	299,994			5,800	0	
						5,800	0	
				(諸)コミュニティ助成事業補助金			5,800	
7 共生・協働推進事業費	21,700	1,774	23,474	2,232			△458	
				2,139			△365	
				(国)地域女性活躍推進交付金			2,139	
				93			△93	
				(国)地域女性活躍推進交付金			93	
9 企画費	584,713	22,068	606,781	22,068			0	
				22,068			0	
				(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			22,068	
3 民生費	16,404,535	524,367	16,928,902	398,873		100	125,394	
1 社会福祉費	7,781,763	504,081	8,285,844	379,990			124,091	
1 社会福祉総務費	351,063	135,970	487,033	135,970			0	
				135,970			0	
				(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			135,970	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助及び交付金	5,800	10自治振興一般経費 04コミュニティ助成事業費 18 負担金補助及び交付金 コミュニティ助成事業補助金	5,800 5,800 5,800 5,800
1 報酬	3,606	01人件費 03会計年度任用職員人件費	1,774 1,774
2 給料	△1,802	1 報酬 報酬 (パートタイム)	3,606 3,606
3 職員手当等	△54	2 給料 給料 (フルタイム)	△1,802 △1,802
8 旅費	24	3 職員手当等 通勤手当 (フルタイム) 時間外勤務手当 (フルタイム) 期末手当 (フルタイム) 期末手当 (パートタイム) 8 旅費 費用弁償 (パートタイム)	△54 △24 △29 △303 302 24 24
		10共生・協働推進事業費 01男女共同参画推進事業費 財源内訳補正	
18 負担金補助及び交付金	22,068	15交通体系整備事業費 01市民バス等運行業務費 18 負担金補助及び交付金 公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業補助金	22,068 22,068 22,068 22,068
10 需用費	200	22社会福祉施設等支援事業費 01社会福祉施設等原油価格等物価高騰対策支援事業費	135,970 135,970
11 役務費	150	10 需用費 消耗品費	200 200
18 負担金補助及び交付金	135,620	11 役務費 通信運搬費 18 負担金補助及び交付金 社会福祉施設等原油価格等物価高騰対策支援事業補助金	150 150 135,620 135,620

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
3	1	2 社会援護費	46,053	1,496	47,549				1,496
									1,496
	12	原油価格・物価高騰対策支援事業費	0	366,615	366,615	244,020			122,595
						2,318			0
						(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	2,318		
						241,702			122,595
	(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	241,702							
	2	児童福祉費	7,583,379	17,780	7,601,159	17,630		100	50
	4	発達支援センター費	194,842	500	195,342	350		100	50
						350		100	50
(県)こどもの安心・安全対策支援事業補助金 (繰)ふるさと基金繰入金						350	100		
5	民間保育所費	3,155,270	17,280	3,172,550	17,280			0	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	1,496	11中国帰国者等生活支援事業費（補助） 02中国帰国者等生活支援事業費（補助） 12 委託料 システム改修業務委託料	1,496 1,496 1,496 1,496
1 報酬	1,584	01人件費 03会計年度任用職員人件費	2,318 2,318
3 職員手当等	71	1 報酬 報酬（パートタイム）	1,584 1,584
4 共済費	612	3 職員手当等 時間外勤務手当	71 71
8 旅費	51	4 共済費 市町村共済負担金	612 300
10 需用費	1,100	社会保険料 雇用保険料	300 12
11 役務費	4,772	8 旅費 費用弁償（パートタイム）	51 51
12 委託料	8,592	10原油価格・物価高騰対策生活応援給付金給付事業費	364,297
13 使用料及び賃借料	4,833	01原油価格・物価高騰対策生活応援給付金給付事業費 10 需用費	364,297 1,100
18 負担金補助及び交付金	345,000	消耗品費 印刷製本費 11 役務費 通信運搬費 手数料 12 委託料 システム改修業務委託料 情報処理業務委託料 デザイン等業務委託料 受付業務委託料 13 使用料及び賃借料 事務用機器借上料 駐車場借上料 18 負担金補助及び交付金 原油価格・物価高騰対策生活応援給付金	650 450 4,772 3,479 1,293 8,592 2,400 2,000 50 4,142 4,833 4,653 180 345,000 345,000
14 工事請負費	400	10発達支援センター管理費 01発達支援センター管理費	500 500
17 備品購入費	100	14 工事請負費 電気設備工事費 17 備品購入費 事業用備品購入費	400 400 100 100

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
3	2	5				17,280			0
						(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	17,280		
	3	生活保護費	1,039,393	2,506	1,041,899	1,253			1,253
		1 生活保護費	840,947	2,506	843,453	1,253			1,253
						1,253			1,253
						(国)業務効率化事業補助金	1,253		
4	衛生費		5,464,975	364,052	5,829,027	286,600	6,400	1,000	70,052
	1 保健衛生費		4,183,046	364,052	4,547,098	286,600	6,400	1,000	70,052
	1 保健衛生総務費		2,484,884	203,437	2,688,321	195,180	6,400	1,000	857
						39,455			0
						(国)感染症ワクチン接種負担金		26,862	
						(国)感染症ワクチン接種体制確保事業補助金		12,593	
						155,725		1,000	0
						(分)感染症予防接種負担金		1,000	
						(国)感染症ワクチン接種負担金		113,183	
						(国)予防接種健康被害給付費負担金		280	
						(国)感染症ワクチン接種体制確保事業補助金		42,262	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助及び交付金	17,280	10民間保育所等運営費 01民間保育所等運営費 18 負担金補助及び交付金 副食費物価高騰対策支援事業補助金	17,280 17,280 17,280 17,280
12 委託料	2,506	10適正実施推進事業費 01適正実施推進事業費 12 委託料 システム改修業務委託料	2,506 2,506 2,506 2,506
1 報酬	11,492	01人件費 03会計年度任用職員人件費 1 報酬	39,455 39,455 11,471
2 給料	16,393	報酬 (パートタイム) 2 給料	11,471 16,393
3 職員手当等	7,121	給料 (フルタイム) 3 職員手当等	16,393 7,121
4 共済費	4,054	通勤手当 (フルタイム)	454
8 旅費	418	期末手当 (フルタイム)	1,652
10 需用費	6,117	退職手当 (フルタイム)	4,146
11 役務費	10,567	期末手当 (パートタイム)	869
12 委託料	129,305	4 共済費	4,054
13 使用料及び賃借料	980	市町村共済負担金	4,054
14 工事請負費	550	8 旅費	416
18 負担金補助及び交付金	16,160	費用弁償 (パートタイム)	416
19 扶助費	280	28感染症予防接種事業費 01感染症予防接種事業費	156,725 156,725
		1 報酬	21
		委員等報酬	21
		8 旅費	2
		普通旅費	2
		10 需用費	6,117
		消耗品費	2,707
		燃料費	170
		印刷製本費	3,240
		11 役務費	10,112
		通信運搬費	9,504
		手数料	608
		12 委託料	122,503
		交通誘導業務委託料	3,060
		感染性廃棄物処理業務委託料	540
		ワクチン配送業務委託料	6,300

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 1 1							
					6,400		857
				(市)過疎対策事業債		6,400	
4 環境衛生費	72,131	895	73,026				895
							895
5 環境保全費	424,555	91,420	515,975	91,420			0
				1,720			0
				(国)新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 臨時交付金		1,720	
				89,700			0
				(国)新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 臨時交付金		89,700	

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		ワクチン接種通知印刷発送業務委託料	6,966
		予防接種請求事務代行業務委託料	1,021
		感染症予防接種委託料	91,116
		集団接種委託料	13,500
		13 使用料及び賃借料	980
		事務用機器借上料	980
		14 工事請負費	550
		施設改修工事費	550
		18 負担金補助及び交付金	16,160
		光熱水費負担金	3,360
		新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金	12,800
		19 扶助費	280
		予防接種健康被害救済制度給付金	280
		31南信濃診療所設置事業費	7,257
		01南信濃診療所設置事業費	7,257
		11 役務費	455
		広告料	297
		手数料	158
		12 委託料	6,802
		設計業務等委託料	6,490
		不動産鑑定評価業務委託料	312
14 工事請負費	895	10斎苑管理費	895
		01斎苑管理費	895
		14 工事請負費	895
		施設改修工事費	895
1 報酬	1,221	01人件費	1,720
		03会計年度任用職員人件費	1,720
3 職員手当等	136	1 報酬	1,221
		報酬(パートタイム)	1,221
4 共済費	325	3 職員手当等	136
		期末手当(パートタイム)	136
8 旅費	38	4 共済費	325
		市町村共済負担金	131
10 需用費	180	社会保険料	194
11 役務費	20	8 旅費	38
		費用弁償(パートタイム)	38
12 委託料	9,500	19地球温暖化対策推進事業費	89,700
		16エネルギーコスト削減促進事業費	89,700
18 負担金補助及び交付金	80,000	10 需用費	180
		消耗品費	100
		印刷製本費	80
		11 役務費	20
		通信運搬費	20
		12 委託料	9,500
		エネルギーコスト削減促進事業支援業務委託料	9,500
		18 負担金補助及び交付金	80,000

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
4	1	5							
		6 水道費	426,396	68,300	494,696				68,300
									68,300
6		農林水産業費	1,426,424	7,200	1,433,624	7,200			0
	1	農業費	938,967	7,200	946,167	7,200			0
		6 畜産業費	10,233	7,200	17,433	7,200			0
						7,200			0
						(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		7,200	
7		商工費	2,616,268	42,503	2,658,771	42,503			0
	1	商工費	2,616,268	42,503	2,658,771	42,503			0
		3 金融対策費	1,503,396	19,317	1,522,713	19,317			0
						19,317			0
						(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		19,317	
		4 観光費	407,146	23,186	430,332	23,186			0
						1,674			0
						(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		1,674	
						21,512			0
						(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		21,512	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		エネルギーコスト削減促進事業補助金	80,000
18 負担金補助及び交付金	68,300	10水道費	68,300
		01水道費	68,300
		18 負担金補助及び交付金	68,300
		水道事業補助金	67,000
		簡易水道事業補助金	1,300
18 負担金補助及び交付金	7,200	10畜産一般経費	7,200
		01畜産振興事業費	7,200
		18 負担金補助及び交付金	7,200
		酪農経営継続支援事業補助金	7,200
18 負担金補助及び交付金	19,317	11融資事業費	19,317
		01中小企業金融対策事業費	19,317
		18 負担金補助及び交付金	19,317
		市制度資金利子補給金	4,429
		県制度資金利子補給金	14,888
1 報酬	1,311	01人件費	1,674
3 職員手当等	109	03会計年度任用職員人件費	1,674
4 共済費	216	1 報酬	1,311
8 旅費	38	報酬 (パートタイム)	1,311
10 需用費	33	3 職員手当等	109
11 役務費	29	期末手当 (パートタイム)	109
18 負担金補助及び交付金	21,450	4 共済費	216
		市町村共済負担金	87
		社会保険料	129
		8 旅費	38
		費用弁償 (パートタイム)	38
		10観光事業費	21,512
		16緊急経済対策事業費	21,512
		10 需用費	33
		消耗品費	33
		11 役務費	29
		通信運搬費	29
		18 負担金補助及び交付金	21,450

(款) 7 商工費  
(項) 1 商工費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 1 4							
8 土木費	5,176,048	17,915	5,193,963		16,100		1,815
4 都市計画費	1,868,288	17,915	1,886,203		16,100		1,815
3 街路事業費	50,443	17,915	68,358		16,100		1,815
					16,100		1,815
				(市)公共事業等債		16,100	
10 教育費	4,785,543	5,511	4,791,054		3,600		1,911
3 中学校費	726,612	4,103	730,715		3,600		503
3 中学校建設費	126,300	4,103	130,403		3,600		503
					3,600		503
				(市)公共施設等適正管理 推進事業債		3,600	
5 社会教育費	1,542,312	1,408	1,543,720				1,408
1 社会教育総務費	13,643	1,408	15,051				1,408
							1,408
歳 出 合 計	49,172,161	991,190	50,163,351	759,476	26,100	6,900	198,714

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		観光客おもてなし環境整備費補助金	21,450
18 負担金補助及び交付金	17,915	12街路事業費（単独）	17,915
		02県街路事業地元負担金	17,915
		18 負担金補助及び交付金	17,915
		県街路事業地元負担金	17,915
14 工事請負費	4,103	11中学校建設事業費	4,103
		03中学校施設大規模改修事業費	4,103
		14 工事請負費	4,103
		施設改修工事費	4,103
14 工事請負費	1,408	10社会教育一般経費	1,408
		01社会教育一般経費	1,408
		14 工事請負費	1,408
		施設改修工事費	1,408



附表1

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

ウ 会計年度任用職員

( )内はパートタイム会計年度任用職員(外数)

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費等	合 計
		報酬	給 料	職員手当	計		
補正後	125 ( 717 )	1,246,440	251,068	224,250	1,721,758	274,066	1,995,824
補正前	120 ( 693 )	1,227,247	236,477	216,867	1,680,591	268,859	1,949,450
比 較	5 ( 24 )	19,193	14,591	7,383	41,167	5,207	46,374

職員 手当の 内訳	区 分	通勤手当	時間外勤務 手 当	期末手当	退職手当
	補正後	5,874	13,358	185,340	19,678
	補正前	5,444	13,316	182,575	15,532
	比 較	430	42	2,765	4,146

エ ウに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	14,591	感染症予防 接種事業及 び各種補助 金事業等に 係る増員	14,591	フルタイム会計年度任用職員分	
職 員 手 当	7,383	感染症予防 接種事業及 び各種補助 金事業等に 係る増員	7,383	(2) 通勤手当 430 (4) 時間外勤務手当 42 (8) 期末手当 2,765 (9) 退職手当 4,146	会計年度任用職員給与条例第8条 会計年度任用職員給与条例第10条 会計年度任用職員給与条例第15条、第26条 職員の退職手当に関する条例

附表2

地方債の令和3年度末にお  
 令和5年度末における現在

区 分	令和4年度末 現在高見込額	令和5年度中増減	
		令和5年度中起債	
		補正前の額	補正額
	千円	千円	千円
1. 普 通 債	20,772,723	3,568,600	26,100
(3) 衛 生	710,907	167,500	6,400
(7) 土 木	6,235,486	1,148,000	16,100
(10) 教 育	4,563,561	729,600	3,600
合 計	40,100,656	3,939,700	26,100

ける現在高並びに令和4年度末及び  
高の見込みに関する調書補正

見込み	令和5年度末現在高見込額		
見込額			
補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円	千円
3,594,700	21,256,095	26,100	21,282,195
173,900	835,437	6,400	841,837
1,164,100	6,673,808	16,100	6,689,908
733,200	4,603,515	3,600	4,607,115
3,965,800	39,153,272	26,100	39,179,372



## 令和5年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）案

令和5年度飯田市の介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ767,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年5月30日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
8 市債	1 市債
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
28,600	7,000	35,600
28,600	7,000	35,600
760,300	7,000	767,300

歳 出

款	項
1 介護老人保健施設費	1 介護老人保健施設費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
760,110	7,000	767,110
760,110	7,000	767,110
760,300	7,000	767,300

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額
介護サービス施設整備事業	千円 28,600	千円 35,600
計	28,600	35,600

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 市債	28,600	7,000	35,600
歳入合計	760,300	7,000	767,300

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 介護老人保健施設費	760,110	7,000	767,110
歳 出 合 計	760,300	7,000	767,300

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	7,000		0
	7,000		0

## 2 歳 入

(款) 8 市債  
(項) 1 市債

款 項 目	補正前の額	補正額	計
8 市債	28,600	7,000	35,600
1 市債	28,600	7,000	35,600
1 介護サービス施設整備事業債	28,600	7,000	35,600
歳 入 合 計	760,300	7,000	767,300

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 介護サービス施設整備事業債	7,000	介護サービス施設整備事業債 7,000

### 3 歳 出

(款) 1 介護老人保健施設費  
 (項) 1 介護老人保健施設費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護老人保健施設費	760,110	7,000	767,110		7,000		0
1 介護老人保健施設費	760,110	7,000	767,110		7,000		0
1 介護老人保健施設管理費	679,642	7,000	686,642		7,000		0
					7,000		0
				(市)介護サービス施設整備事業債			7,000
歳 出 合 計	760,300	7,000	767,300		7,000		0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
17 備品購入費	7,000	10介護老人保健施設管理費 7,000 01介護老人保健施設管理費 7,000 17 備品購入費 7,000 事業用備品購入費 7,000

附表

地方債の令和3年度末における現在高並びに令和4年度末及び令和5年度末における現在高の見込みに関する調書補正

区 分	令和4年度末 現在高見込額	令和5年度中増減見込み			令和5年度末現在高見込額		
		令和5年度中起債見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
		補正前の額	補正額	補正後の額			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
介護サービス施設 整備事業債	19,100	28,600	7,000	35,600	47,700	7,000	54,700
合 計	19,100	28,600	7,000	35,600	47,700	7,000	54,700

令和5年度飯田市水道事業会計補正予算（第1号）案

第1条 令和5年度飯田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度飯田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,012,200千円	78,200千円	2,090,400千円
第1項 営業収益	1,678,349千円	11,200千円	1,689,549千円
第2項 営業外収益	333,850千円	67,000千円	400,850千円
第2款 簡易水道事業収益	99,700千円	1,500千円	101,200千円
第1項 営業収益	30,654千円	200千円	30,854千円
第2項 営業外収益	69,045千円	1,300千円	70,345千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,839,600千円	1,642千円	1,841,242千円
第1項 営業費用	1,756,000千円	1,642千円	1,757,642千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,067,400千円」を「1,072,400千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「145,699千円」を「146,154千円」に、減債積立金「173,907千円」を「178,452千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(計)
	支	出	
第1款 水道事業資本的支出	2,112,800千円	5,000千円	2,117,800千円
第1項 建設改良費	1,610,441千円	5,000千円	1,615,441千円

第4条 予算第10条で定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 収益的支出に対する補助	144,772千円	68,300千円	213,072千円

令和5年5月30日提出

飯田市長 佐藤 健

令和5年度 飯田市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01		水道事業収益	2,012,200	78,200	2,090,400	
	01	営業収益	1,678,349	11,200	1,689,549	
		01 給水収益	1,562,290	11,200	1,573,490	
	02	営業外収益	333,850	67,000	400,850	
		02 他会計補助金	93,296	67,000	160,296	
02		簡易水道事業収益	99,700	1,500	101,200	
	01	営業収益	30,654	200	30,854	
		01 給水収益	30,396	200	30,596	
	02	営業外収益	69,045	1,300	70,345	
		02 他会計補助金	47,597	1,300	48,897	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01		水道事業費用	1,839,600	1,642	1,841,242	
	01	営業費用	1,756,000	1,642	1,757,642	
		04 総係費	176,810	1,642	178,452	

資本的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01		水道事業資本的支出	2,112,800	5,000	2,117,800	
	01	建設改良費	1,610,441	5,000	1,615,441	
		03 設備費	30,191	5,000	35,191	

令和5年度飯田市水道事業会計補正予算(第1号) 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

区 分	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	18,370	77,171	95,541
未収金の増減	8,559	△ 193	8,366
小計	855,927	76,978	932,905
営業活動によるキャッシュ・フロー	768,793	76,978	845,771
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得、建設改良事業実施額	△ 1,500,807	△ 4,545	△ 1,505,352
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,443,756	△ 4,545	△ 1,448,301
資金増減額	△ 143,006	72,433	△ 70,573
資金期末残高	1,170,007	72,433	1,242,440